

# 平成25年第3回能登町議会定例会 会期日程表

平成25年9月

| 会 期 | 日   | 曜 | 開 議 時 刻      | 摘 要                                                                                                                                       |
|-----|-----|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日 | 6日  | 金 | 午前 10 時 00 分 | 開<br>会 議 録 署 名 議 員 の 指 名<br>会 期 の 決 定<br>諸 般 の 報 告<br>議 案 上 程<br>提 案 理 由 の 説 明<br>質 疑 ・ 委 員 会 付 託<br>決 算 特 別 委 員 会 の 設 置<br>及 び 委 員 の 選 任 |
| 第2日 | 7日  | 土 |              | 休 会                                                                                                                                       |
| 第3日 | 8日  | 日 |              | 休 会                                                                                                                                       |
| 第4日 | 9日  | 月 |              | 休 会（ 常 任 委 員 会 ）                                                                                                                          |
| 第5日 | 10日 | 火 |              | 休 会（ 常 任 委 員 会 ）                                                                                                                          |
| 第6日 | 11日 | 水 | 午前 10 時 00 分 | 一 般 質 問                                                                                                                                   |
| 第7日 | 12日 | 木 | 午前 10 時 00 分 | 一 般 質 問                                                                                                                                   |
| 第8日 | 13日 | 金 | 午前 10 時 00 分 | 委 員 長 報 告<br>質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決<br>閉 会                                                                                                       |

開会（午前１０時００分）

## 開会・会議

議長（宮田勝三）

ただいまから、平成２５年第３回能登町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

## 会議録署名議員の指名

議長（宮田勝三）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１３番山岸昭夫君、１５番鶴野幸一郎君を指名いたします。

## 会期の決定

議長（宮田勝三）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月１３日までの８日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月１３日までの８日間に決定いたしました。

議長（宮田勝三）

日程第３「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名

簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案 13 件、認定 13 件が提出されております。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第 11 号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成 24 年度決算審査及び平成 25 年 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

### 議案上程

#### 議案第 68 号から議案第 80 号

#### 認定第 1 号から認定第 13 号

#### 議長（宮田勝三）

日程第 4 議案第 68 号「平成 25 年度能登町一般会計補正予算」から日程第 16 議案第 80 号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について」までの 13 件及び日程第 17 認定第 1 号「平成 24 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 29 認定第 13 号「平成 24 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 13 件、併せて 26 件を一括議題といたします。

### 提案理由の説明

#### 議長（宮田勝三）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

おはようございます。本日ここに、平成 25 年第 3 回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております各議案の提案理由をご説明する前に一言ごあいさつを申し上げます。

今年の夏は、西日本を中心に広い範囲で高温になるとともに、去る8月12日には、高知県四万十市で41.0℃を観測し日本の最高気温の記録を塗り替えました。石川県内においても、8月3日に梅雨が明けて以来、記録的な猛暑の影響で、市町やＪＡでつくる営農協議会では、コメに高温障害が発生する恐れがあるとして、農家に稲刈りの前倒しなどを要請しています。例年、県内産のコメの一等米比率は、80％台を維持しておりますが、今後も厳しい暑さが続き、ある程度の高温障害は避けられないとの見方もあり、農家の収入を左右する一等米比率の低下が心配されています。

去る8月16日に新潟地方気象台が発表した向こう1ヶ月の天候は、全国的に厳しい残暑となり、暑さは9月に入ってもなかなか収まらないと予想されております。

町民の皆様には、長かった猛暑の疲労が出てくる時期ですので、体調管理にご留意をいただきますようお願いいたします。

次に、気象庁は去る8月30日から「特別警報」の運用を開始しました。

これは、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し対象地域の住民の方々に対して最大限の警戒を呼びかけるものです。なお、去る8月8日に出された気象庁の緊急地震速報の誤報により、多くの町民の方が驚かれたことと思いますが、このシステムは現状の技術では地震に対する備えとして一番効果があるものですので、警報がなったら「またか」と思わず、直ちに身の安全を確保していただくようお願いいたします。

次に、能登空港が去る7月7日に開港10周年を迎えました。輪島市の空港交流センターで開かれた記念式典で、谷本知事は「新幹線との相乗効果により首都圏から多くの皆様に能登へ訪れていただけるように知恵を絞りたい」と10周年を新たなスタートに空港の利用促進を進めて行く考えを示しました。私も、能登空港が能登の活力を生み出す空港とするため、10周年を一つの節目とし、近隣市町と連携しながら次の時代を見据えた魅力ある空港にしていかなければならないとの思いをした所であります。また、10周年記念式と同時に行われた「能登ふるさと博オープニングイベント」においては、能登町のイメージキャラクターである「のっとりん」がデビューし、町のPR大使として活躍いたしました。なお、石川県のキャッチコピーは、「いしかわ百万石物語」ですが、町のイメージキャラクターに引き続き、町民公募によりキャッチコピーを募集することにいたしましたので、町民の皆様から多数応募をいただきますようお願いいたします。

それでは、本日ご提案いたしました議案13件及び認定13件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第68号から第74号までは、一般会計、特別会計及び病院事業会計予算の補正であります。今回の補正の主な内容は、国の緊急経済対策である「地域の元気臨時交付金」の確定による地方債との財源調整を行ったほか、新たに採択を受けた鈴ヶ嶺地区の農業基盤整備費の追加をはじめ、6月の豪雨による災害復旧費を追加しております。その他、補助事業費の内示による追加や組み替えなど行い、補正予算を提案させていただきましたので、宜しく願い申し上げます。

議案第68号「平成25年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5127万8000円を追加し、予算の総額を143億704万4000円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第2款「総務費」では、9718万2000円の追加であります。第1項「総務管理費」には、「一般管理費」で事務移譲県委託金の確定による財源調整のほか、「財産管理費」の庁舎維持管理費では、空調監視設備の追加や雨漏りの修繕費を追加しております。「基金管理費」では、財政調整基金への積立金の追加がありますが、今回の補正による財源調整を行い、一般財源の剰余分を積立したものであります。「企画費」の企画調整費では、奥能登広域圏事務組合負担金の追加がありますが、内容は、法改正に伴うシステム改修を行うための共同電算費のほか、別所岳サービスエリアに建設を予定している広域観光施設の設計負担金の追加であります。第5項「防災費」には、復興支援関連事務費の追加のほか、鶴川地区の避難路整備費を追加しております。第6項「統計調査費」には、平成26年度に予定している経済センサス及び商業統計準備事業の追加であります。

第3款「民生費」では、668万6000円を追加いたしました。第1項「社会福祉費」には、「老人福祉費」で認知症対策総合事業の追加がありますが、内容は、認知症高齢者割合の増加に対応するため、認知症予防の講演会の開催費や既に発症した方へのサービス強化を図るため、医療・介護関係者の連携事務費を追加したほか、物忘れ診断プログラムの導入費を追加しております。また、「介護保険費」では、介護保険特別会計繰出金への追加であります。第2項「児童福祉費」には、「児童福祉総務費」で、子ども子育て支援の新制度の施行に向け、「能登町子ども子育て会議」の設置事務費のほか、ニーズ調査の実施費を追加しております。「児童福祉施設費」では、私立保育所運営費で保育士の賃金アップを図るため処遇改善臨時特別事業費を追加しております。また、こどもみらいセンター管理運営費では、空調機器の修繕費を追加しております。

第4款「衛生費」では、1億1909万7000円の減額であります。第1項「保健衛生費」には、「病院費」において、医療機器導入の確定による負担金

の減額であります。第２項「清掃費」には、能都埋立処分場の工事請負費の追加であります。更なる延命措置を図るため、実測を精査し、堰堤高を上げるための事業費を追加いたしました。第３項「水道費」には、国重地区の飲料水供給施設整備事業の減額ですが、平成２６年度において、補助事業である簡易水道再編推進事業で整備することとし減額するものであります。現在、事業採択に向け変更認可申請を行っております。

第６款「農林水産業費」では、２２７９万８０００円の追加であります。第１項「農業費」には、「畜産業費」において、能登牛のＰＲに係る事務費を追加いたしました。「農地費」では、新たに農村振興総合整備事業の採択を受け、鈴ヶ嶺地区の農業基盤整備費を追加いたしました。また、農山漁村活性化プロジェクト支援事業は、事業費の確定による組み替えであります。第２項「林業費」には、新たに、中山間地で林地残材を活用した、自伐林業家の育成や地元商店の活性化を図るため、先進地講演会の開催経費等の事務費を追加しております。また、松食い虫対策防除事業では、補助事業費の確定による組替えと追加であります。第３項「水産業費」には、県漁港漁場協会負担金の確定による追加であります。

第７款「商工費」では、５４４万３０００円の追加であります。第１項「商工費」には、農林水産物加工開発センターの区分用気中負荷開閉器の修繕費負担金を追加した他、新たに、能登杜氏の里プロジェクト事業補助金を追加いたしました。内容は「能登杜氏や祭り」、「神社や食文化」等を織り込んだ旅行商品の開発を行い、交流人口の拡大を目指すものであります。その他、観光施設特別会計への繰出金を追加しております。

第８款「土木費」では、５５０５万９０００円の追加であります。第２項「道路橋りょう費」には、地域の元気臨時交付金を受け道路改修工事費を追加したほか、「道路橋りょう新設改良費」では、社会資本整備総合交付金事業及び道整備交付金事業において、補助事業費の内示額の確定による追加や組み替えを行っております。第３項「河川費」には、地域の元気臨時交付金を受け河川浚渫（しゅんせつ）工事費を追加しております。第５項「都市計画費」には、「都市計画総務費」において、旧宇出津駅山手線の予備設計費を追加したほか、県都市計画協会負担金の確定による追加を行っております。また、まちづくり交付金事業費では、バス停留所移転等の事業費の確定による追加を行っております。

第９款「消防費」では、９４万４０００円の追加であります。内容は、内浦分署仮眠室用エアコンの修繕費の追加であります。

第１０款「教育費」では、６３６万４０００円を追加いたしました。第１項「教育総務費」には、旧瑞穂小中学校体育館の水銀灯修繕費を追加いたしました。第２項「小学校費」には、「教育振興費」で、「いしかわ道德教育推進事業」

及び「いしかわ学びの指針12か条推進校指定事業」について、内示額の確定により所要経費を追加した他、社会科資料として活用する「わたしたちの能登町」の印刷費を追加いたしました。第3項「中学校費」の「学校管理費」では、松波中学校で、区分用気中負荷開閉器（くぶんようきちゅうふかかいへいき）やエアコン修繕費を追加したほか、旧能都中学校排出分のPCB廃棄物処理費を追加しております。また、「教育振興費」では、同じく、内示額の確定により「いしかわ道徳教育推進事業費」の組み替えと追加であります。その他「学校建設費」につきましては、地域の元気臨時交付金の確定による財源の調整であります。第4項「社会教育費」には、国指定の重要文化財である、松岡寺の「聖徳太子立像」保存事業補助金を追加いたしました。第5項「保健体育費」には、興能信用金庫様からの寄附金を受け「猿鬼歩こう走ろう健康大会」の補助金を追加計上いたしました。第6項「学校給食費」には、給食調理機器の修繕費を追加いたしました。

第11款「災害復旧費」は、7589万9000円を追加いたしました。内容は、6月18日から22日にかけて発生した梅雨前線豪雨災害で、農地災害復旧費12件、農業用施設災害復旧費15件、林道災害復旧費2件、道路災害復旧費4件及び河川災害復旧費4件の追加でありますので、宜しくお願い致します。

以上、1億5127万8000円の財源として、歳入の第8款「地方特例交付金」、第11款「分担金及び負担金」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第15款「財産収入」、第16款「寄附金」及び第18款「繰越金」を追加し、第17款「繰入金」及び第20款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第69号「平成25年度能登町有線放送特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4000円を追加し、予算の総額を1億9872万7000円とするものです。歳出の主な内容は、インターネット初期登録者の増加による有線放送管理事務費の追加とシステム障害による事務費の組み替えを行ったものであります。その財源として、歳入の第2款「使用料及び手数料」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第70号「平成25年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4206万6000円を追加し、予算の総額を29億3740万4000円とするものです。歳出の主な内容は、平成24年度国庫金等の精算返納金を追加したほか、直営診療施設費では、病院の医療機器導入の確定による補助金の追加であります。その財源として、歳入の第3款「国庫支出金」、第9款「繰入金」及び第

１０款「繰越金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第７１号「平成２５年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７２１万９０００円を追加し、予算の総額を２７億３１５万４０００円とするものです。歳出の主な内容は、地域高齢者交流活動支援事業において支援団体数の増による補助金を追加したほか、平成２４年度の介護給付費の精算にともなう精算返納金の追加であります。

その財源として、歳入の第４款「国庫支出金」、第５款「支払基金交付金」、第６款「県支出金」及び第１０款「繰越金」を追加し、第９款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第７２号「平成２５年度能登町観光施設特別会計補正予算（第１号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３８万５０００円を追加し、予算の総額を５５４４万５０００円とするものです。歳出の主な内容は、縄文真脇温泉源泉ポンプ改修費の追加であります。その財源として、歳入の第１款「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第７３号「平成２５年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２７０万円を追加し、予算の総額を５億５３３２万４０００円とするものです。歳出の主な内容は、事業費の確定により、松波処理区の路面復旧工事費を追加し、宇出津処理区では管渠（かんきょ）工事費の追加を行っております。また、「公債費」では、資本費平準化債の確定による財源調整であります。その財源として、歳入の第３款「国庫支出金」及び第８款「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第７４号「平成２５年度能登町病院事業会計補正予算（第１号）」は、資本的支出において、地域医療の充実を図るため、テレビ会議システム導入費の追加の他、医療機器購入費を追加したもので、１５８６万８０００円を追加し、総支出額を４億１７０１万６０００円とするものです。この財源として、歳入の第１項「負担金及び補助金」及び第２項「企業債」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第７５号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、延滞金の割合を引き下げる特例措置の改正、消費税引上げに対応する住宅ローン控除の期間及び割合の改正、東日本大震災に関連する特例措置の創設、その他所要の改正をするとともに、条文を整備する

ため提案するものです。

次に、議案第 76 号「能登町子ども医療給付に関する条例の一部を改正する条例について」は、石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 77 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」も、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、上場株式等に係る配当所得について、特定公社債の利子が分離課税の対象に追加されたことに伴う改正、その他所要の改正をするとともに、条文を整備するため提案するものです。

次に、議案第 78 号「能登町介護保険条例及び能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 79 号「能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」も、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、能登町税条例の一部改正と同様に延滞金の利率を改正するため提案するものです。

次に、議案第 80 号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について」は、別所岳サービスエリア内に広域観光施設を建設し運営管理を行うことについて、組合の共同処理する事務に追加するため、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、認定第 1 号「平成 24 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 13 号「平成 24 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 13 件につきましてご説明いたします。

これら 13 件の認定につきましては、平成 24 年度一般会計並びに 10 特別会計及び 2 企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第 233 条第 3 項及び公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成 24 年度の決算状況につきましては、別冊の「平成 24 年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い致します。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 休 憩

議長（宮田勝三）

ここで暫く休憩いたします。（午前１０時２８分）

## 再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時３５分）

## 質 疑

議長（宮田勝三）

日程第４議案第６８号から日程第１６議案第８０号までの１３件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。１４番 鍛冶谷眞一君。

１４番（鍛冶谷眞一）

一般会計補正予算から２件質問、説明を求めます。１９ページ７款商工費、２目商業振興費で補助金で能登杜氏の里プロジェクト事業に１６６万７０００円があがっているわけですが、今ほどの町長の説明では杜氏・祭りを主たる題材とした観光商品の開発・製作であるというような説明であったと思います。予想できるのはビデオとかDVDの製作であると思うのですが、この２件について補助金の宛先とこの事業は能登町単独なのか珠洲市等も入っているのか。この２点についてお尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

１９ページの７款１項２目の能登杜氏の里プロジェクト事業についてご説明申し上げます。まず、この能登杜氏の里プロジェクト事業ですが、これは能登杜氏の組合能登町支部、それから町の商工会、そういったものが実行委員会を組織して、震災復興支援事業に申請します。交流創出事業をするものでありま

す。ですので議員ご質問のどこがとなると能登杜氏組合の能登町支部がやりますので珠洲との全体の杜氏組合としてではありません。能登杜氏の能登町支部としてやります。それで今までは例えば杜氏さん、杜氏さんが作りだすお酒というふうにして単発で色々なことをやっていましたが、それを杜氏・酒・酒の国酒を使ってお神酒として非常にゆかりの深い神社だとか、それから神社にゆかりの深いお祭りだとか、お祭りに深い「よばれ」とか「食文化」だとか。そういったふうにしてストーリーをつむいで能登町らしい物語といいですか、つむいだものを作って観光を創出し交流人口を拡大したいというふうに思うものであります。これは先ほど申した通り、震災復興支援事業を使ってやります。そこから500万円、それから今の166万7000円。そういったものを使いながらやっていきたいというふうに思っています。

**議長（宮田勝三）**

14番 鍛冶谷眞一君。

**14番（鍛冶谷眞一）**

もとより発酵文化の里として能登の杜氏の文化というのは大変素晴らしいものなので、決して反対するものではなく、充実したものに仕上げてもらえればと思うし、出来れば珠洲市との連携等も本部が向こうにあるんですから、そういうことも考えて欲しいし、もう1点今聞いてて思ったんですが、たしか松波に松尾神社という酒の神様のお宮さんがあると思います。そこが非常に大分老朽化していたのを覚えています、あれから整備されたかどうかわかりませんが、松尾様というくらいに酒の神様のことを言われておりますのでこの件についてもご検討願えればというふうに思います。

次に2点目といいましたので2件目いきたいと思います。ページ22ページ。10款教育費、3項中学校管理費で工事請負費があがっております。先ほど町長の説明では廃棄物の方は旧能都中のPCBの配送であるということですが、工事費の方は松波中学校の区分何とかと言っていたと思うんですが、それが分からないのとエアコン等の整備をするというふうに聞いたのですが、これについて工期と工事内容をご説明お願いいたします。

**議長（宮田勝三）**

教育委員会事務局長 小坂智君。

**教育委員会事務局長（小坂智）**

ただいまのご質問にお答えします。3項1目の中学校の管理費でございます

が、１１節から１５節までございまして先ほどのPCBの処理費につきましては１３節の委託料です。それと１１節の方が松波中学校の電気設備の区分開閉器の修繕費４９万２０００円です。それから工事請負費の２９２万９０００円につきましては、松波中学校のパソコン教室のエアコンの取り換え工事です。起債事業で取り組みたいと考えております。以上です。

工期についてはこれからの発注でございます。

議長（宮田勝三）

１４番 鍛冶谷眞一君。

１４番（鍛冶谷眞一）

はい。工期についてはこれからということですが、１点申し伝えておきたいと思っています。今、宇出津小学校で工事をやっています。大規模な工事かもしれないませんが、１０月までかかるということで擁壁、大変なビデを組んでやっていますが、教育長も町長もいったことあるかどうか分かりませんが、学校の中が真っ暗です。決して教育環境として児童にとって、生徒は分かりませんが、児童にとっては大変な環境です。専門家に聞きましたら、この外壁の工事等々に関してもビデを組むのに一発で組まなくてもいい。２期３期に分けてやることは可能ですよということを聞きました。やはり教育環境に配慮した工事の仕方をこれから先の学校工事に関して充分気配りをして欲しいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議長（宮田勝三）

質疑はありませんか。１８番 大谷内義一君。

１８番（大谷内義一）

町長に一つお尋ねしますが、８０号の広域圏の施設を作ることですが、新平議員と私とはこの議会を代表して広域圏にでているわけですが、あまりこの施設を作ることについての説明を聞いたこともなければ議論をしたことも実はないわけで、今、ここで２５０万円の設計委託料という名目で計上されております。聞いてみると他の３市町も同じ２５０万ということですから１０００万円の設計委託料となりますと工事費の５パーセントにしてもかなり大きな施設の設計になるというように思うわけです。どういう内容のことを考えておられるのか、町長、聞かせてください。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

この設計費に関しては各市町が250万円ずつということで1000万円と非常に大きなお金なっていますが、これは今後、建物の大きさ等を精査していかなければならないと思っています。あくまでもマックスと考えていただければいいかなと。それほど大きな施設が必要なのか、あるいはいるのかという議論もこれからしていかなければならないと思っています。ただ別所岳に関してはそういった施設がないということで非常に奥能登への入り口になる部分でもあります。将来、能越道が完成しますと中京圏、あるいは富山県からこう入ってきますと最初のパーキングが別所岳ということになりますので、そういった意味ではその大事なポイントではないかなと思っています。ですから奥能登の観光情報の発進拠点というのをメインに施設を整備していきたいと考えております。ただ観光情報だけですと非常に維持管理費等もかかりますのでそこには若干の物販、あるいはお土産品の販売等も考えていかなければならないかなと思っています。これは今後のまだまだ協議していかなければならない部分ではありますが、そういった奥能登の観光の情報発信の基地というふうにお考えいただければいいのかなと思っています。

#### 議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

#### 18番（大谷内義一）

町長。確かに情報発信というのは、あるいは案内というのは大事なことです。からそのことについては異論はないんだろうというように思うんですが、ただ物品の販売ということになりますとどういう規模でやるのかということがまずあります。採算性の問題もありますし、だれが運営するのかという問題もあると私は思います。私の聞いているのでは珠洲市の方でも能登町の方々でも関係の方々はそういう大々的な物品販売については危惧をしておられる。それはなぜかということ観光客がきたときに我々のところにうける物品の販売に影響がないかということが一番懸念しておられる。そういう例えば奥能登ではこういう物産がありますよ、こういうお土産品がありますよ、こういう観光地がありますよというそういうお客さんに対して観光客に対して情報を発信するというのなら大歓迎だと。こうおっしゃっているんですけれども。物品を大々的に販売するとなるといくつかの問題があるという話なんで、当然、これから広域圏の議会で議論するわけなんですけれども、町長は理事者ですから理事者としてもうす

でに250万円の予算をここで計上しているわけですから、あなたに私は責任があると思いますよ。ですからそのことを念頭において、他の3つの市町とケンカせよと言うわけではなく仲良くやっていかなければならないが、しかし主張すべきところは主張して欲しいんです。私自身広域圏の議員としてこの問題が広域圏ででた場合には、責任上私は色んな事を提案していきたいと思っているわけですが、でも理事者としての町長その辺だけは念を押しておきますがいかがですか。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

まず物品等お土産等の販売に関してですが、奥能登2市2町には例えば同じような商品もたくさんあります。また、お酒にしても何種類もあるわけなのでそれを全部並べるとかいうことは無理だと思います。ですからそういった商品の選択とかいうことも今後の課題であろうかと思っております。ただ、どういったものがあるにしろ、能登町の商品を全部並べることは不可能ですので観光客の皆さんというのはあくまでも目的地へ行ってからお土産を買うのかなと思います。例えば奥能登へ来た方があそこへ寄られたとしても、例えば能登町へ行きたいということでお土産ものを見たとしても実際現地に行ってからもっといいものがあるんじゃないかという判断もされると思います。ですからそこで完結するというふうには私は思っておりません。だからその目的地へ行ってからのお土産の販売というのが大事になってくるのかと思っております。ですからあくまでも情報発信というのをメインにおかなくてはならないと思っております。ただ大谷内議員のおっしゃるような今後色んな課題、あるいは問題が出てくると思いますのでそれはしっかりと4つの市町で協議しながら取り組まなければならない課題だと思いますので、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

**議長（宮田勝三）**

他に質疑はありませんか。11番 志幸松栄君。

**11番（志幸松栄）**

これは条例、一般議案75号とそれから報告第11号をかねて、有線もやっていますので、町民のみなさんにいいことかなと。税条例の問題はいいことかなと。それと同時に能登町の財政指数の問題もやはりちょっとこういうところ

で広報すれば。能登広報、議会だよりその等に全部通知はしてあるかもしれませんが。噛み砕いた中で皆さんに説明して欲しいなと。

一つ延滞金の問題。これは金利が今後は安くなるということを説明して欲しいと思って。数字的にも説明して欲しいと思っております。

**議長（宮田勝三）**

税務課長 道下可長君。

**税務課長（道下可長）**

それではお答えします。志幸議員の延滞金の基準の変更と…。

（「簡単に。全協で説明したように」と志幸議員の声あり）

**税務課長（道下可長）**

それでは簡単に説明いたします。まず、延滞金につきましては14.6パーセントを9.3パーセントに改めるという説明しましたが、9.3パーセントというのは新旧対照表には7.3パーセントと数字がのっています。実際9.3パーセントになるのは2パーセントの上積みといいますか特定基準割合というものが2パーセントありましてそれを足して9.3パーセントに実質改めるというものでございます。よろしいでしょうか。

（「そうすると延滞している人は払いやすくなる」と志幸議員より声あり）

**税務課長（道下可長）**

なるべく私どもとすれば延滞金といいますか本税の延滞金をかけないように納期内に納めていただけるようお願いしていきたい。

**議長（宮田勝三）**

11番 志幸松栄君。

**11番（志幸松栄）**

はい。これは色んな中で私は現在延滞をもっておりませんが、延滞をもって、若い時生活に苦勞で延滞を持っている人もおられます。だけどその時にはどうにもならず延滞をしたわけでございます。だろうと思います。あえて延滞しようと思ってしたわけではないんです。だからこういうものが延滞している人が払いやすくなったということを鮮明にこういう場所に報告していかなければ

ならないかと。そうすると延滞している人たちは一生懸命頑張って返金しているようになります。

それから町長に言いたいわけです。報告第11号これも併用して町長に答えたいなど。実質赤字比率がマイナス。それから連結実質赤字比率がマイナス。実質公債費比率が15.7パーセント。実質公債費比率は早期健全化基準は25.0パーセント。それから将来負担比率が109.4パーセント。これ能登町でございます。それから将来負担比率が350。これが平均の健全化基準でございます。そういう中で私も合併した時は大変な数字であったと。数字は鮮明に覚えていませんで言葉にだしませんけど、大変な数字であったと思うんです。石川県の中で最下位とか、けつから2番目とか騒がれておりました。にもかかわらず今の執行部並びに議会との両立の中でここまでの数字になったわけです。そういう中で私は色んな延滞している方々。税務課もすごく成績優秀になり延滞している人も少なくなり、金額も少なくなってきております。そういう中で気を緩めようというのではなく、これから考慮して皆さん高齢化、年寄りになっていくわけでございます。これはこれだけの数字になりました。色んな補助金とかそういう補助制度とかそういうものに対して問題にも関わらず色んな方面においてももう少し行政ということは法律の番人でございます。行政は。にもかかわらず、もう少し民意を反映しながらいくべきではないかなと。色んな細かい各論は多々ありますけど。そういうものでここでどれをこれをとというわけではないですけど、もう少し町民の方々の苦しんでおる方々の色んな方向の耳をもう少し大きく穴開けていただきたいなと思って。町長に答弁願って私はおりたいと思います。町長お願いします。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

今ほど議員がおっしゃるように能登町の財政というのは合併当初非常に厳しい状況でありました。それも議員の皆さま、そして町民の皆さまの大変なご協力をいただいたおかげでここまで回復してきたのかなと思っています。この報告第11号にもものっていますように実質公債費比率が15.7ということで昨年度より1.3パーセント改善しておりますし、将来負担比率に関しても109.4ということで前年に比べますと8.5パーセント改善しているということでこれからも気を緩めることなく行財政改革には取り組んでいかなければならないと思っています。しかしながら町民の皆さまの色んな立場があると思いますし、色んな方がいらっしゃいますので、それを一つ一つ聞くのは大変です

が、やはり町民の皆さまの幸福のために我々は仕事をしていると思っていますので、今後も町民の事を考えながら取り組んでまいりたいと思っていますし、また、町民の立場で行政を行っていかねばならないというふうに考えていますので、議員の皆さまにも更なるご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

**議長（宮田勝三）**

他に質疑はありませんか。 15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

上下水道課にお願いしたい。18ページですね。国重のいわゆる上水の事業1億2200万円ぐらいありますけど、これが全部一旦不用額という形で減額されて、そして新たな形で認可を要請しているという話であったと思うんですが、なぜそういうことになるのか。当初予算に1億数千万円の予算を組んで、半年経って組替えといいますか切り替えするということになれば当初予算というのはそんなに甘い査定の仕方、大雑把なやり方するのかというふうに疑問を持つのですがこの点についてきちっとした説明をしていただきたいなと思います。

**議長（宮田勝三）**

上下水道課長 浅井弘之君。

**上下水道課長（浅井弘之）**

鶴野議員のご質問にお答えします。国重地区の水道未普及地区の解消事業ですが、昨年度飲料水供給施設の設置に向けまして水源の調査を行いました。それで今年度飲料水供給施設で整備しようということで当初予算を組みました。ところが、水源の調査をしましたところ水道に向かない項目が若干基準に合わない項目がありました。町としましては、その除去装置をするような計画も検討いたしましたが、年間の維持費が多額にかかることから飲料水供給施設での整備を諦めたものでございます。

そして今後の整備につきましては、色々検討いたしまして、現在、柳田地区で整備している簡易水道再編事業に組み込んで整備した方がいいということになりました。そういうことでこういう取り下げという変わった形になりましたのでご理解をお願いいたします。

**議長（宮田勝三）**

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

説明としては分かりましたけれども、飲料水に向くか向かないかそれを調査するのが一番先で、それがこうして予算措置して工事寸前までできていて、いや向かなかったから切り替えるというこういう順序が私は疑問に思っているわけで、今後、そういう査定の仕方町民からも不信感を抱いてしまうようなやり方はまずいと思います。それでちょっとお聞きしたわけでございます。その点町長いかがですか。そういうことにつきまして。金額は小さければ問題ないですが相当な額ですので。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

調査に関しては昨年度の予算で行いまして、その結果が今年度にずれこんだということで、当初予算との絡みでどうしても工事費をもっておかなければ動けない状況でありましたので、当初予算では工事費をもたさせていただきました。しかしながら結果が出たのが今年度に入ってからということで今回の方法が協議した結果一番ベストというふうに考えたので来年度以降に簡水として整備させていただきたいなと思っています。

**議長（宮田勝三）**

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

**議長（宮田勝三）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**委員会付託**

**議長（宮田勝三）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第80号までの13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任

委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第80号までの13件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

## 質 疑

**議長（宮田勝三）**

日程第17 認定第1号「平成24年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第29 認定第13号「平成24年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

**議長（宮田勝三）**

日程第30「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

認定第1号 平成24年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第13号 平成24年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの13件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第13号までの13件は、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

### 決算特別委員会委員の選任

**議長（宮田勝三）**

お諮りします。

ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。それでは、指名します。

決算特別委員会の委員に、1番 金七祐太郎君、5番 酒元法子君、8番 南正晴君、10番 奥成壮三郎君、14番 鍛冶谷眞一君、15番 鶴野幸一郎君、以上の6人を指名します。

お諮りします。以上の6人を決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで、しばらく休憩します。（午前 11 時 06 分）

休憩中に決算特別委員会を開き委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

## 再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前 11 時 13 分）

## 決算特別委員会委員長及び副委員長互選結果報告

議長（宮田勝三）

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員長に 5 番 酒元法子君、副委員長に 1 番 金七祐太郎君。

以上であります。これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

## 閉会中の継続審査の件

議長（宮田勝三）

日程第 31 「閉会中の継続審査について」を議題とします。

先程、決算特別委員長 酒元法子君から決算特別委員会に付託されました認定案件 13 件につき、慎重審議を期する意味で、また、審議日数も必要であることから会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査にしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

決算特別委員長の申し出のとおり、決算特別委員会に付託された認定案件 13 件については閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に付託された認定案件１３件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 休会決議について

議長（宮田勝三）

日程第３２「休会決議について」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため９月７日から９月１０日までの４日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、９月７日から９月１０日までの４日間を休会とすることに決定しました。

### 散 会

議長（宮田勝三）

今回は、９月１１日午前１０時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

散会（午前１１時１５分）

## 開 議（午前１０時００分）

### 開 議

#### 議長（宮田勝三）

ただいまの出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長（宮田勝三）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

１０番 奥成壮三郎君。

#### １０番（奥成壮三郎）

おはようございます。

ただいまから質問を始めます。

今週の９月８日の日曜日の早朝にオリンピックの開催地が東京に決定いたしました。まさしくその日は大安吉日の日でした。私もその瞬間を見ていて、すごく感動し感激をしましたが、その決定の瞬間に最前列におられた安倍総理大臣と森元総理が大きく飛び上がり、喜びを表現されていました。まさしくトップセールスの重要性を改めて感じさせられたような気がします。

それでは質問に入らせていただきます。

緊急地震速報、Ｊ－ＡＬＥＲＴの誤報通報について質問をいたします。

気象庁の異常気象分析検討会は、広い範囲で猛暑となり、地域によって局地的な豪雨や極端な少雨になった今年の夏について、異常気象だったと位置づけたと９月２日に報道されました。また、同じ日に埼玉県越谷市と千葉県野田市にＦ２という強さの竜巻が発生し、多くの人たちが被災されました。

こうした異常気象から最近頻繁に起こる地震について考え、緊急地震速報に

ついて質問をいたします。

今日、金沢市で J—A L E R T 訓練をするそうです。

まず、緊急地震速報という定義をおさらいしたいと思います。緊急地震速報とは、地震の発生直後に各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことだそうです。また、その地震速報の発表の条件、内容、そして誤報について少し述べさせてもらいます。

緊急地震速報を発表する条件は、地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予測された場合に発表するものです。

そして、緊急地震速報の内容と申しますと、地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、そして強い揺れ（震度 5 弱以上）が予想される地域及び震度 4 が予測される地域名となっております。

そして、続報の発表についてです。緊急地震速報で続報を発表する場合、緊急地震速報を発表した後の解析により、震度 3 以下と予測されていた地域が震度 5 弱以上と予測された場合に、続報を発表する。続報では、新たに震度 5 弱以上が予測された地域及び新たに震度 4 が予測された地域を発表するということです。誤報については、落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発表された緊急地震速報のみ取り消すこととし、例えば震度 5 弱と予測していた地域が震度 3 以下との予測となった場合などは取り消さないということだそうです。

また、携帯電話の緊急速報、エリアメール、これは気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国、地方公共団体が配信する災害避難情報を回線混雑の影響を受けずに受信することができるということです。

8 月の 23 日の羽咋、津幡町のゲリラ豪雨のときにも、このエリアメールが受信したかと思っております。

さて、去る 8 月 8 日夕方、4 時 56 分に気象庁は地震を予知し、関東から九州にわたる 34 都府県に緊急地震速報を発表いたしましたが、5 時になっても揺れが観測されないため、その後 6 時 20 分に記者会見し、誤報だったとして大阪管区気象台の地震火山部長が謝罪しました。

能登町にもこうした J—A L E R T システムで屋内外告知器や携帯電話などで通報されましたが、畑や海に作業していた方やテレビやラジオを聞けない職場に働いていた人たちは、その後はどうなったんだろうと心配したわけですが、テレビを見ていた人が畑に行き、今のは誤報やったぞと伝えて安堵したという話がよく聞かれます。

ここで町長にお伺いします。能登町として誤報だったことを屋内外告知器を通じて放送しなかったのはなぜですか。お願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それではまず初めに、J—A L E R Tについて少し説明させていただきたいと思います。

このJ—A L E R Tというのは、正式には全国瞬時警報システムというふうにあります。通信衛星と市町村の防災行政無線や有線放送設備を利用して緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムであります。みずから自動起動するものとしては弾道ミサイル情報や大規模テロ情報などといった有事関連情報、そして緊急地震速報や大津波警報、津波警報などの自然災害情報があります。そのほか市町村の設定によりましては、自動起動できるものは気象警報、土砂災害警報情報、そして竜巻注意情報や噴火予報などがあります。

議員おっしゃるように、8月8日の緊急地震速報ではJ—A L E R Tと連動しまして家庭内の告知放送及び屋外スピーカーで一斉に放送が流れました。また、携帯電話では緊急速報のエリアメールでも受信された方もいらっしゃるというふうに思います。

J—A L E R Tで放送される緊急地震速報は、能登町の場合ですと、震度4以上の揺れが生じることが予想される場合、揺れが到達する前に人の手を介さず自動で町の告知放送や屋外スピーカーから放送されます。また緊急地震速報の場合には、緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は長くても十数秒程度と極めて短く、震源に近いところでは通報が間に合わない場合もあります。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測される震度に誤差を伴う場合、すなわち結果的には弱い震度である場合や人体に感じない場合もあるということでもあります。

今回の誤報については、気象庁のほうのシステムミスによるものであり、危機管理室でも町民からの問い合わせの電話対応や、あるいは情報を収集していましたが、地震による揺れもなく、特段の対処はしませんでした。

そこで、誤報の放送をしなかったのはなぜかということではありますが、この速報は先ほども言いましたが震度4以上と推定される地域に速報し、周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保することを知らせるものであります。すなわち放送のすぐ後に地震の揺れを感じるものですが、それが予想より小さいものである場合もありますので、必ずしも誤報と判断すべきものではない場合もあります。

しかしながら、今後は早期に状況を判断しまして、誤報であれば町民への周知放送について何らかの情報を提供するようにしていきたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

今、町長が今後何らかの手だてを考えるとおっしゃいました。教科書どおりの答弁かなと思っておりますけれども、その答弁だったらこっちの再質問しようという準備もしておいたものですから、あえてそちらのします。

私なりに全国瞬時警報システム、J—ALERTに関する問い合わせ、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室というところへ電話して聞いてみました。そしてそれでも足らず、気象庁の気象庁地震火山部管理課地震津波防災対策室にも聞いてみました。そこはオオカワラさんという方が電話で対応していただきました。

先ほど申し上げました畑などにいた人たちが、その後情報がわからないことを今後どうするんですかと尋ねてみました。気象庁のほうにも両方に。そうしたら、気象庁のほうにも全国から同じようなことが多く寄せられております。今後、放送局や携帯電話の会社などこういったときの通報システムなどを考えていきたいというふうなこともおっしゃっておりました。

しかし、ここが大事だと思いますけれども、今町長もおっしゃったように、今現在は気象庁は、緊急地震速報は地震を予知して初期の危険を国民に知らせるシステムであり、その後のもう安全ですよという解除とか誤報を流すようなシステムで通報するような概念はないんです。とりあえず早く逃げなさいというのがこのJ—ALERTなんです、実は。

そこで気象庁の方にまた質問をして、それなら自治体は安全だと考えたときに気象庁に確認し、その後に屋内外の告知器などを使って町民に知らせることは違法ではないんですかと聞きましたら、違法ではありません。勝手には安全だとか誤報とか流せませんから、基本的に気象庁に確認した後ということが前提です。そうすると、町としては気象庁に確認した後、誤報だった、安全ですよということを能登町民に知らせる作業があってもよかったのではないかなと思うんですね。

これが翌日の8月9日の北國新聞です。輪島市では、また大地震かと市民が身構えた。奥能登広域圏事務組合輪島消防署には、家から飛び出して外に出たがいつまで外にいたらいいいのかなど問い合わせが五、六件あったということなんです。その前に見出しに「各市町 冷静に対応」とはなっておるんですけれども、珠洲市は速報から約10分後、防災行政無線で市内では揺れがなかったと放送しているんです。金沢市は、30分後に防災無線で大地震の心配はあ

りませんと伝えたと書いてあるんです。だから能登町も防災課もその気になれば気象庁に問い合わせで、能登町の屋内外告知器で安全ですよと言っても言えるはずなんです。ただそこまで気が回らなんだというだけでしょう。

町長、どう思いますか。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

今の議員おっしゃるように、珠洲市、金沢市ではそういった放送があったということではありますが、町としましても地震の心配はありませんという通報はなかなかしにくいのかなと思います。ですから恐らく J—A L E R T というのは、先ほど言いましたように十数秒後に起こる可能性があるということで知らせが来るわけですから、その後に例えば揺れを感じなかった場合には、揺れを感じませんでしたというような放送はできるのかなというふうに思っています。

ですが、今回の場合はそういったことをしなかったというのは、先ほど言いましたように確認をなかなかできなかったのも事実でありますし、気象庁へ問い合わせでなかったのも事実であります。ですから今後は、そういったことがないようにしっかりと対応していかなければならないというふうには思っております。

**議長（宮田勝三）**

10番 奥成壮三郎君。

**10番（奥成壮三郎）**

では今後またそういうことがないほうがいいんですけれども、そういうことがあれば防災対策室も、また町としても細かい町民への配慮のほうをしてもらうようお願いをしておきます。お願いといいますか、そういうことはきちんとしてほしいものです。

2点目に移ります。クールシェア推進事業についてです。

先ほど申し上げました異常気象で、今年も猛暑の日が続きました。全国では5月から8月末までに5万6,000人以上、8月だけでも約2万5,000人強の熱中症患者在救急搬送されています。

そこで、能登町の8月末までの熱中症患者在の救急搬送は何人だったのか、まず総務課長にお伺いします。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長兼能都庁舎長（佐野勝二）

それでは、ご報告いたします。

５月末から８月いっぱいにかけて、熱中症と診断されました救急搬送の件数は１０件というふうに報告を受けております。

議長（宮田勝三）

１０番 奥成壮三郎君。

１０番（奥成壮三郎）

１０件と、これはあくまでも救急搬送された方でお医者さんの診断で１０件ということで、自宅で我慢された方も恐らくたくさんおいでるかなと思っておりますし、奥能登２市２町ではどれだけぐらいあったのかなと。能登町は多いほうなのか少ないほうなのかと、そんなことも気にもなりますが。

熱中症の予防については、厚生労働省や消防庁が注意喚起をし、扇風機やエアコンの使用を勧めていますが、最近の円高による原油の高騰から来る電気代の値上げや、もともと電気代がもったいない、そして我慢強いなどからエアコンの使用を控えてしまいます。厚生労働省は熱中症予防にエアコン使用を勧めながら、経済産業省は東北震災から節電を呼びかけているのと相反しているのも事実です。

こんなポスターを見られた方が多いのか少ないのか、こういうポスター（ポスター掲示）。これはクールシェア施設であることを示したポスターです。クールシェアのスタートといいますか、クールシェアは多摩美術大学の学生が提唱し、環境省が今年の夏、節電の有効事例として推奨し、２０１２年に省エネの取り組みを強化した県も本年度、裾野を広げるためクールシェアの取り組みを県内一円に展開しているという記事が載っております。

これもクールシェアの推進事業の背景、目的といいますか、東日本大震災以降、全国的に省エネ、節電への関心が高まる中、省エネ・節電アクションプランを全県的に実施すると。いしかわクールシェア推進事業の概要です。

電力需要が最も高まる夏に電力消費の５０％以上を占めるエアコンを消して、公共施設や民間施設、店舗などの涼しい場所に出かけることにより、家庭における消費電力を抑制するクールシェアの取り組みを全県的に実施するということです。事業内容で、クールシェアスポット、民間の施設、店舗、そして公共施設、図書館、美術館、博物館、公営プールなどとなっております。また、そ

ういった公営施設に来られた来館者の方たちには利用者のスタンプなどを押させる。後でお楽しみがあるということも後で紹介しますが、

先ほど申し上げた家庭における消費電力を抑えるということで、ちなみにエアコンを一般家庭が3時間消せば20%の節電になるということです。

また、こういった先ほども申し上げましたスタンプカードも施設には県から送られてきているのではないかなと思っております。こういう5つの、5回そういうクールシェアの施設に訪問して、そのカードを送れば、加賀屋あえの風ペア宿泊券、米とか魚などいろんなものがプレゼントされる。のどしま水族館への招待券。いろんなこういうお楽しみがあるんです。

そして、能登町の施設を申し上げますと11施設あります。のと海洋ふれあいセンター、石川県海洋漁業科学館、こどもみらいセンター、羽根万象美術館、能登町立鶴川公民館、高倉公民館、小木公民館、柳田教養文化館、能登町立中央図書館、真脇遺跡縄文館、そして満天星、11施設が指定されております。

そこで町長にお伺いします。私はこの質問を考えた後、8月19日の月曜日にこれらの施設を見て回りました。そしたら高倉公民館、鶴川公民館、小木公民館はこのポスターを提示してありましたけれども、ほかの施設は一切ポスターもシールも張ってなかった。一度は広報に出たとは聞いているんですけども、どうせなら能登町独自のクールシェアののぼり旗ぐらい立てて町民にすぐわかるような施策でもとつてもいいのかなと思いますが、町長、お伺いします。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは奥成議員のご質問に答弁させていただきますが、今年の夏というのは気象庁の観測史上、最も記録的な猛暑、酷暑と言われまして、各地で最高気温を更新、観測されるなど、また議員おっしゃるように熱中症が猛威を振るった夏ではなかったかなと思っております。

そうした中で、電力需要が最も高まる夏に、各家庭のエアコンだけに頼らないで、公共施設などのクールシェアスポットへ出かけることによりまして家庭の消費電力を抑制する取り組みを行うというものであります。

石川県では、7月から9月の3カ月間を実施期間と設けまして、先ほどポスターにもありましたけれども「涼しいところに、つんだっていかんけ！」というのをキャッチフレーズに、全県的には今年度からスタートした新たな推進事業でもあります。

能登町では、クールシェアスポットとして、今議員がおっしゃったように1

1カ所あるわけなんです、そのクールシェアスポットについての情報というのは県の広報紙やホームページに掲載されていますし、また当町におきましても各庁舎、支所、出張所の窓口カウンターや当該登録施設でチラシあるいはステッカー、ポスターなどを活用しまして広く情報発信しているところでもあります。

この事業は、省エネ、節電を初め、住民の皆さんが気軽に自主的に環境保全活動を展開していけることに意義があるというふうにも感じておりますし、住民の皆さんが情報を交換する場としても必要な取り組みではなかろうかというふうにも思っております。

来年度以降もさらなる推進が図られていく事業であると思いますので、今後は登録施設の表示がわかりづらいという点も踏まえて、指定場所ののぼり旗なども含めまして、わかりやすさを十分に意識し、住民の皆様へ広く浸透していくように県を初め関係機関と連携しながら協議、そして推進してまいりたいというふうに考えております。

#### 議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

#### 10番（奥成壮三郎）

もう1枚、新聞記事を引用させていただきます。お盆の8月16日の新聞です。これもクールシェアの記事で、「8月15日、石川県では涼しい場所に逃げ込もうと冷房のきいた屋内施設を利用する人が目立った。金沢市玉川図書館は、冷房の設定温度28度、窓際にはアサガオのグリーンカーテンが張りめぐらされひんやりと快適だ。朝から読書をしたり調べものをする市民で混雑した」。廣田康太郎館長は、お盆期間中は例年利用者が減るが、ここ数日は多い。クールシェアスポットの役割を果たせたとおっしゃっておりますし、金沢海みらい図書館でも夏休みは例年1日平均3,000人弱が利用するが今年は3,000人を上回る日が続いている。これだけクールシェアに登録すれば需要があるということの意味だと思います。

先ほど町長もおっしゃったのぼり旗や何かを考えて、そこに町民が集まるような施策をするということですが、現在、登録してある11カ所に町民の方が涼みに来ても、体は癒やすことができても喉を潤すことができません。生ぬるい水道水をサービスするわけにもいかず、結局、公民館などは自腹を切って冷たいジュースやコーヒーを提供するときもあると聞いています。

能登町全ての公民館、そして庁舎や支所、出張所などをクールシェア施設として、年間を通じて地域住民が集う場所として、また災害の避難場所とするな

らば、例えばウォーターサーバーを設置してもいいのではないですか。安いものでは1万円ほどで売っております。20台で20万円ぐらいのコストで、あとはランニングコストは紙コップとわずかな電気代だけで、その水をできたら海洋深層水、脱塩水ぐらいでしておけば試飲もできますしコマーシャルにもなる。そして喉も癒やせる。一挙兩得じゃなく一挙三得にもなるかと思いますが、このウォーターサーバーの設置について町長にお伺いします。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

奥成議員の質問、海洋深層水が飲めるウォーターサーバーの設置についてはどうかというご質問であります。施設の蛇口から10リットル100円で買うことができる脱塩水というのは、逆浸透膜というフィルターを通して塩分を除去したものであり、細菌はおろかウイルスも通さないというものであります。保健所のくくりでいいますと飲料水ではないということであります。家庭や職場などのウォーターサーバーで個人的に飲まれる場合には個人の責任というふうになりますが、飲料水として販売されていない脱塩水では公の施設への移動から設置、そしてまた口に入るまでの責任管理が困難ということになりますので、海洋深層水でのウォーターサーバー設置というのは非常に難しいというふうに思っております。

**議長（宮田勝三）**

10番 奥成壮三郎君。

**10番（奥成壮三郎）**

海洋深層水でのウォーターサーバーの設置は難しいと。国や石川県が推奨するクールシェア事業に対して、町民のサービスは場所だけ提供するという中途半端なサービスなら、もっと考えたほうがよさそうな気がしますし、ウォーターサーバーを置いて、そして海洋深層水でもと質問したところ、海洋深層水はだめやと。

もっと頭を柔軟にして、先ほど申し上げました公民館は地域住民が年間を通じて集まる場所でもあり、また林野火災や捜索などの活動の本部にもなりますし、災害時の避難場所にもなります。万が一のときは、まず飲料水を確保しておくことが必要で、そういったときのためにも海洋深層水がだめなら水道水でも使えるウォーターサーバーの設置が望まれるし、そういったぐらいのご答弁

があってもいいのではないかなと思っております。

もう少し時間がありますので、町長、その点に対して最後の質問です。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

ウオーターサーバー自体の設置に関しましても、あくまでもクールシェアスポットというのは家庭の使用電力量を下げようという狙いの一つであります。そういった意味では、わざわざウオーターサーバーをつけて、わずかではありますが電気を使うというのはいかがなものかなというふうにも感じますし、やはり自分自身の体を自分で守るということも大事なことで、そういった水分補給というのは自分自身で考えていただければなというふうに思います。

あえて電気料を使ってウオーターサーバーを設置するのはいかがかなというふうに思っております。

**議長（宮田勝三）**

10番 奥成壮三郎君。

**10番（奥成壮三郎）**

今ほど質問の流れからいきますと、クールシェアからこういうウオーターサーバーまでの内容ですから、そういった答弁になっても仕方ないかなと思いますが、最後に、しつこく申し上げましたように公民館や庁舎などの性質上、町民の避難や年間を通じて使用する施設ですので、クールシェアだけの電気代の節約とかそういう問題じゃなくて、地域住民が利用する施設、年間を通じて。災害のときも使う施設だと。重要な施設ですから、水ぐらいは提供できる設備があってもいいだろうということを意見を最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

休 憩

**議長（宮田勝三）**

ここでしばらく休憩いたします。申しわけありませんが5分間の休憩をとらせていただきます。よろしくお願いします。（午前10時36分）

再 開

## 議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前１０時４１分再開）

それでは次に、１１番 志幸松栄君。

### １１番（志幸松栄）

改めまして、皆さん、おはようございます。

６月議会が終わり、今は９月。２カ月の間に、喜びあり、不幸あり、災害ありということではいろいろなことがありました。本当に先ほど前になされました議員の奥成さんも言われたとおり、本当にたまにいい喜びがあったと思います。これに対しても今後、能登町長は、私はすぐこういことを言いますけれども、オリンピックが２０２０年に挙行されるということに至っては、日本の経済効果というものは物すごくあるように発表されております。そういう中でやはり自治体も、それから１２月で私質問しようかなと。交付金の問題も２７年からだんだんだんだん変わってきておるといように国が申しております。そういう中で、本当に自治体を守っていくのに大変な時代が来るのかなと思っておりますけれども、いい朗報でありました。

それと同時に、きょうは私、許可されて３つの質問をしたいと思います。

それでは、私は２０年のオリンピックじゃなくして、災害のほうにひとつ質問していきたいと思います。

１つ目からお願いいたします。町長の答弁、お願いいたします。

１つ目、答えによっては、また私の思いと再質問もさせていただきたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

１つ目、１年ぐらい前だと思いますけれども、ここにおらっしゃる専門家の南議員さんが質問されたと思います。それから１年ぐらい経過したと思います。その問題について私、質問したいと思います。再度。どういう結果、どういう執行部は状況で現在やっておられるのかなと思って、お願いします。

奥能登にイノシシその他、キツネ、タヌキ、すごく生息するようになったかと思っております。この前、私、柳田のほうへちょっと出かけますと、柳田の人たちがタヌキ、キツネ、イノシシ、特にイノシシ、そういう問題、物すごく重要視されております。そういう中で行政は、事前にこの対策を南議員が質問された後に、また現在どのようにして対策、それからやっておられるのか聞きたいなと思っております。

それから、キツネ、タヌキについては町の中も生息しております、今は。こういう生態系の問題について町長にお尋ねしたいと思います。町長、お願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきますが、まず今年度、町内から田に関しましては9件、畑に関しましては6件の被害報告が寄せられています。有害鳥獣による田畑への今後さらなる被害拡大を強く危惧しているところでもあります。

町としましては、イノシシ、キツネの捕獲用の大型おりやタヌキ、ハクビシン等の捕獲用の小型おりの貸し出しを行いまして捕獲の支援を行っております。また、電気柵、ネット、トタンなどの購入経費の助成金、あるいは免許取得助成金などを設けまして被害防止に努めているところでもあります。

啓蒙につきましては、鳥獣に関する出前講座を開設しておりまして、積極的に集落支援をしていきたいというふうにも考えております。

以上の対策を行いながらイノシシ等の有害鳥獣と人とのすみ分けをして、農作物被害の軽減と生態系の保全に努めてまいりたいというふうにも考えております。

今後におきましても出前講座等で啓発を行いながら地域住民主体のイノシシの防除、捕獲等を行える体制づくりができるように、関係機関と協力して官民一丸となって対処してまいりたいというふうにも考えております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

再質問しようかなと思ったけれども、一番最後の言葉で、私も思っていることです。こういう問題についてはやっぱり官民一丸ということで、町長、最後に答弁されましたけれども、受益者の方々、農業の方々、行政とタイアップしながら、それから、かごとか捕獲問題は用意しておられるんだということが十分にわかりました。そういうことで、ひとつまたこういうイノシシの問題については。農業生態系が変わると、物すごく世の中が経済も変わると同時に、恐らく物すごくこういう自然も変わると思います。そういう中で、ひとつまた重要視しながら取り組んでいていただきたいなと思っております。

それからまた、こちらのほうで町の中のキツネ、タヌキ自体も結構、きのう、おとついても私はタヌキかキツネか拾って三郷に届けております。そういう中で、

このごろ町の中でも車にひかれたりなんざしています。それから全国放送の中でも町の中にもアライグマとか、それから猿、町民、住民の皆さんに影響を与える時代が来ております。そういう中で、そういう方面にも今後重要視しながら、また行政のこれからの勉強もしていただきたい。私たちに対して指導もしていただきたいなと思っております。

それでは2点目の問題に移ります。

いつもこれ書いてくるんですけど、これ読まんとやってもうさかいにちょっともたもたになりますけど、お許し願います。

2点目に入りますけれども、今年度の異常気象は本当に猛暑あり、本当にすごい問題。私たち水産関係も水温が3度上がり、海へ行くと湯の中手突っ込むみたいでございます。それから先ほどのあわせて質問で、魚の生態系もだんだん変わってきております。

そういう中で、この異常気象に対して何が一番不安かという、生産もそうですけれども防災、台風、地震、津波、いろんなことが結果あります。それから、先ほど言われた人間に対しては熱射病とかいろんな問題も発生いたします。そういうものに対して今後の能登町として、本日も何か11時から全国で、能登町の有線でも言うておりましたが防災の問題を試験的に有線で何かやるのかなと思って、サイレンでも鳴るのかなと思っております。いろんな取り組んでおることは十分にわかっておりますけれども、まだまだ私たち町民に行政はやることあるんじゃないかなと思っております。

それについて町長の答弁を聞きまして、また私の思いと再質問をさせていただきます。

それから、この前、いつつけたかわかりませんが海抜何メートルと、何カ所つけたかわかりません。あれについても、ああいう問題についても恐らくや町民の方は、物すごく一歩進んだ防災やっているんだなと行政に対してありがたいと思っておるんじゃないかなと思っております。不安視もなくなります、津波の。

そういうことで、町長の防災に対してのお答えをいただきたいと思います。町長、よろしくお願いします。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

それでは、現状の防災体制及び今後の計画等についてご説明させていただきますと思います。

町では、災害対策基本法及び石川県地域防災計画に基づきまして、能登町地域防災計画を作成しております。防風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の一般災害及び地震、津波の災害から町道並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として定めております。この能登町地域防災計画は、町、防災関係機関、事業所等並びに住民がとるべき基本的事項について定めたものでありまして、町及び防災関係機関は災害時の被害を最小限化する減災の考え方を防災の基本方針としております。それぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力してさまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じるものとしており、事業者及び町民は、それぞれ自助、共助の精神に基づいてみずから災害への備えの充実に努めることとしております。

具体的に実施している事業につきましては、高台への避難路の整備工事、電柱などに先ほどおっしゃいました海拔表示板の設置、緊急避難場所指定避難所への誘導看板と表示看板の設置、自主防災組織育成補助、自主防災組織リーダーへの育成事業の推進、そして能登町防災備蓄品の計画的購入、避難所開設運営マニュアルの作成業務などを実施しております。

今後につきましても、災害対策基本法に基づきまして人的被害防止を最優先としまして、町及び防災機関は、平素から防災機関関係職員はもとよりであります但初等教育段階から社会人教育に至るまで町民一人一人に対しさまざまな機会を捉えまして防災知識の普及に努め、そしてとりわけ防災活動の母体となります自主防災組織の活性化を図るため、地域の防災意識の向上に支援してまいりたいというふうに考えております。

## 議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

### 11番（志幸松栄）

先ほど言った海拔の問題とか、今町長お答えなさった。私は議員の中でも産業常任委員会におりますので、インフラ整備、防災に対してのインフラ整備、私たちの地域も避難道路、避難階段、津波に対しての避難階段とかいろんなもので、まだやり残しておられるところも二、三あります。予算はついておりますね。だけどそういうインフラ整備については十分に実行されておると思います。

それと同時に、ただし私は言いたいのは、防災についてまだ県のほうも今、9月補正の中でいろんな防災に対して、あれは恐らく原発の問題じゃないかなと思って、数十億円の予算をつけて防災の対策をやっておりますけれども、うちもやはりお金じゃなくして、これから人的防災訓練を行うべきじゃないかな

と、私はそう思っておるんです。私たちのこの地域、二百数十軒ありますけれども、この前、町より、こういうことを私、委員長をしておるとき提言しますと、職員の方が出前講座もありますからと出前講座を行ったわけです。そうすると地域住民の方々の不安視というものがなくなります。それから実際、小さな分野の中でテレビ報道を見ておりますと、やはり最終的には町長も答弁されましたけれども、命は自分で守りましょうというような具体的な言葉だと、私はそういうふうに感じておるんです。テレビ放送でもそう言われました。

そういう中で、やはりこれから行政の力で何をやれるかというと、私は各その地域、地域、小木地区なんかでも結構小木地域で防災、特別にやっておると思います。そういうようなまた次、小さく分けた中で、行政の力もおかりして地域住民のお年寄りの問題とか隣の父ちゃんどうするとか、ばあちゃんどうするとか、こういうときには今の新しい家の方々のところ、耐震設計、その中で7.5以上で建築許可出ませんので、その家はどんだけ立派な家より安全だと私は感じております。そういうところにお頼みして、みんなしてそこへ町内の方逃げんかいやとか、そういうようなことも必要なんじゃないかなと。それで財産よりも一に命だと思います。命を守って、それからまた財産、物質的なものについては災害が終わった後にどういうことでも考えられるんじゃないかなと思うものでございます。

それで町長に一言、そういう細かい問題になるとその地域、地域へ職員が出かけると指導に出かけると結構、人件費、コストがかかると思うんです。それをやっていただきたいなと思うんですよ。その町内、町内でいいです。宇出津なら宇出津に5つぐらいに分けて、こういうところでそういうものを職員は勉強して、それでこういうふうにしてやって命を守るべきじゃないかなという、そういう啓蒙というか行政の指導も必要じゃないかなと私は思うんです。

町長、どんなもんでしょうか。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

先ほども少し触れさせていただきましたが、出前講座といういいシステムがありますので、町内会単位でも構いませんので、ぜひご要請いただいて、そして町内ごとにやはり避難の仕方というのは違う場面もあるかと思いますので、その町内会で合った避難訓練なり、あるいは出前講座を利用して説明を聞くということが大事だと思いますので、それによりまして自分の命は自分で守る、そして自分の町内は自分たちで守るというような意識を植えていただければな

というふうに思っております。

## 議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

### 11番（志幸松栄）

私がやった経験を言いますと、出前講座、物すごくやはりよかったと思います。テレビでお聞きだと思います。地域の皆さんもそういう格好で出前講座でも、今私言ったみたいに、出前講座ではなくても、小さな地区の中で、やはり行政の職員を防災の担当の人たちと膝を添えて、そういうことをひとつしていただきたいなと思っております。

うちの地区には変わったことをやったわけですが、私もありがたく思うんですけれども、総務課の中で3月か何月やったか防災マップをお配りされたと思います。その中で私は小さな字が見えんもんですから、大きなあれを、大きくして簡素化して、私、町内の皆さんにお配りしたら、今ありがたく思っているんです。皆さん大抵うちの町内とうちの近所の人たちは皆さんそれを電話帳の上に張りつけておられるんです。見ればやっぱり気持ちいいわけですね。何を書いてあるか。救急車の宇出津の電話番号と宇出津病院の番号と警察の能登署の支所の番号と、それからもう一つ何やったかな。何しろとっさの場合にかける番号です。119番とか110番じゃなくして。そういうものを大きなプリントして渡してある。それをみんな電話のところに掛けてある。そうすると1秒でも2秒でもまた連携が違います。そういう中で地域でお互いにこういうものを話しすると、そういう発想が生まれてくるということでございますので、今後ひとつまた行政指導でまたやっていただきたいなと思っております。総務課長、またよろしくご指導願います。

それでは3点目に移ります。

3点目は、診療所の問題でございます。

診療所のあり方ということでございますけれども、これはいろんなもので数字的なものが出てきますので、私は小木の診療所の設置についてちょっとお尋ねしたいなと。これは各論になりますけれども。

私が小木の地区のほうへ私用並びに行政の仕事として足を踏み入れますと、小木地区の方々が必ず10人寄ってくだされば9人までの方が病院医療の問題をお尋ねされますので、私はあれかなと思ってここで一般質問させていただいたんですけれども、日にち的なものはわかりませんが、民間のお医者さんがおられたにもかかわらず体調を壊し、今、医療機関が小木地区ではないということでございます。これは小木地区の人口に比例してみれば何かかんか行

政として対応すべきではないかと。ましてや今後は皆さん高齢者になります。だんだんだんだん高齢化してきております。それと同時に、医療機関がないと予防接種その等自体もなかなか町へ出てこなきゃならない。そういうような状況に陥ります。

小木の医療について、ちょっとお答え願いたいなと思います。よろしくお願いします。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

小木診療所につきましては、平成4年10月の開設以来、長らく小木地区住民はもとより周辺地域住民の健康管理と地域医療に多大な貢献をしていただきました。しかしながら現在、診療所開設者の後任がいらないところから休止状態となっておりまして、小木地区住民にとりましては、かかりつけ医であり地域の医療機関である診療所がなくなるということは大変不安なことであろうというふうにも思っております。

しかしながら、小木診療所の今後につきましては、所有者の方の地域住民に対する思いもあることから時間的な猶予も必要かというふうにも思っています。現在のところ所有者の方々で今後の小木診療所についての話し合いを進めているというふうにも伺っておりますので、第一義的には民営施設として様子を見守っていききたいというふうに考えております。

#### 議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

#### 11番（志幸松栄）

今、見守っていききたいということで、何らかの結果が出れば何らかの処置されるということは、十分に私は小木の地区の皆さん安心なさったと思います。医療機関の問題。

それに今私、予防接種なんかと言ったんですけれども、最後に私、議長、最後にこれだけ聞いていきたいなと思うんですけれども。

今マスコミで騒がれております。これは5番の酒元議員が何年前かに予算もつけて、その後すぐ、子宮頸がんですか。あの問題、テレビで物すごくこのごろ騒がれております。予防接種について。今どういう状況になっているか、課長さんに聞きたいなと思って。よろしいでしょうか。診療所。ちょっとお答え

願いたいなど。しておられるのかどうなのか。現在。一言だけお願いします。

**議長（宮田勝三）**

健康福祉課長 中嶋久嘉君。

**健康福祉課長（中嶋久嘉）**

ただいまの志幸議員の質問にお答えします。

多分、子宮頸がんの予防ワクチンかと思います。平成22年の10月から能登町の場合、小学校6年生から中3の女子に対してしている助成でありますけれども、現在のところ、そのワクチンによる副作用があることから、国の通知に基づきまして現在中止しているところでございます。

**11番（志幸松栄）**

ありがとうございました。議長、最後に一言。

**議長（宮田勝三）**

11番 志幸松栄君。

**11番（志幸松栄）**

どうもどうもありがとうございました。本日は本当に3点の質問についても行政の方々も重要視されながら答弁されたと思います。

それから最後に言ったとおり、私はテレビ見ながらいつも思っているんですけども、このごろ地方版というより全国版を見て、今、私の中に子宮頸がんのことがずっとあったものですから、そういうことで失礼いたしました。議長、ありがとうございました。

それでは本日の質問を終わります。また12月よろしくお願いします。

**議長（宮田勝三）**

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

それでは早速でございますが、通告に基づいて質問をさせていただきます。

新港の遊休地の利用計画に進展はあるのかと、こういうことでお尋ねしているわけですが、宇出津新港遊休地の活用の件につきましては、記憶されている方も多いと思いますが、もう2年半ほど前になりますか、新港の土地2万平米ほどあったわけですが、これを地元のある業者さんに一括して貸し付

けをするということが出てまいりまして、その業者さんの計画によりますと町から借りた土地を利用して幾つかの商業施設を誘致するというものでしたが、これに対しまして町内の各種団体などから異論が噴出したしまして反対論や、あるいは慎重な検討を求める意見書、要望書等も提出されたことを受けて、町はついに許可をしないことを決定したと。こういういきさつがございました。しかしながら、新港のそこだけに限らず数万平米という土地が27年も8年も放置されているという問題は、これは早急に解決をしなければならないということで、その後、金沢大学の武田公子先生をお招きして、その先生を中心として地元の各界代表者を選出して、その年の8月から4回にわたって懇話会が開催されたものでございます。その会合において各委員からさまざまな意見あるいは提言等があつて、12月には武田先生から意見の取りまとめとして報告書が町に提出されていると思うのでございます。そこで、その提言書といいますか報告書を受けて、町では何らかの検討が行われたのかどうか。それとも、それは無視することにしたのかどうか。また、一応町長もお読みになったと思いますが、懇話会の内容には共感するようなことはあつたのかどうか。その感想を聞かせていただきたいというふうに思います。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

今ほど議員おっしゃる新港の利用懇話会につきましては、平成23年2月に新港町有地の貸付申請が提出されまして、能都商業振興協同組合を初め多くの団体から反対のご意見をいただいたことを受けまして、広く町内の意見を伺うために設置されたもので、議員おっしゃるように4回の会合を開きまして、その意見を集約していただいたものであります。

その取りまとめでは、利用方法の決定に当たっては、第1に住民に対する十分な情報公開と合意形成を図ること。そして、第2には町の活性化に資する方策に関係づけられた利用を図ることとなっております。具体的には、水産関係の加工や販売、利用研究、実習等に活用する施設や、住民の文化活動やイベント空間としての活用、観光や交流の場としての活用などが挙げられております。また留意する点としては、単なる箱物建設に終始すべきではなく、その運営を通じて地域の活性化や担い手の育成にもつながるかどうか也十分に検討するように求めています。

ご質問の取りまとめについての検討をしたかということなんですが、この中では具体例としましては、水産業関係の加工や販売、実習などの施設や観光・

交流イベント空間としての利用が挙げられていたわけなんですけど、水産業関係の加工や販売、実習などの施設については、町としての現状では具体的な方針は立てていないのが現状でありますけど、また観光・交流イベント空間としての利用につきましては、現在、旧宇出津駅跡地で整備を進めております能登町観光・地域交流センターがその役割を担うものというふうにも思っております。

また、懇話会の内容に共感すべき点はあったかというご質問なんですけど、平成23年の3月議会でもお答えしておりますけど、新港の有効利用につきましては地元商店街の事業活動の機会を保つことや消費者の選択範囲の拡大、あるいは地域における雇用の維持や創出など総合的な見地で判断することが重要というふうに感じております。

### 議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

### 15番（鶴野幸一郎）

宇出津駅で観光・交流の役割を担うと、こういうことが述べられております。確かにあそこは観光・交流館を兼ねておりますけれども、新港の遊休地を利用するという意味ではその役割にはなっていないと。やはり遊休地をどう利用するか、それが最大のテーマでございますので、場所が変わっておったのではこれはちょっと違うのではないかなと。それはそれとして大事な部分ですけども、私の質問の趣旨とはちょっと違うなと、こう思います。

いろんな先生の意見を見られて、今すぐ着手できるかどうか非常に難しい点もあったんだろうというふうに推測するわけです。これはこれとして先へちょっと進めたいと思うんです。最後にもう一回、この問題に戻ってくるかもしれないけれども。

次に、6次産業の育成と観光政策という。全部関連した話になってくると思うんですけども。6月議会の町長の所信表明、聞かせていただき、また読ませていただきましたが、その中で6次産業の振興を強く訴えておられたと思いますが、産業政策として6次産業の必要性を説かれておられました。1次産業というのは、言うまでもありませんが農業あるいは農産物の生産に携わること。2次産業は、それらを加工して付加価値を高めていくこと。3次産業というのは、いわゆるそれを売るということです。簡単に言えば。それを一つの企業において一貫して行うことであるということなんですけど、イメージとしてはわかりますし大変結構なことなんですけど、実は非常に難しい点があると思うんです。

特に一番大事なのは売り先の確保。売れるかどうかという問題ですね。エン

ドユーザーというんですけれども。それが一番肝心なことであって、そこがしっかりわかっておれば、これはつくれば売れるとわかればこんな簡単な話はないんですけれども、これは非常に難しい。例えば今日のニュースでしたか、昨日でしたか、輪島市がいしるをイオンと提携して売ることになったとありました。これは恐らく日本でも最大のスーパーマーケットですので、これは売れるかなと思いますね。そうすると生産は励みが出てきます。こんなふうなことで売り先が一番かなめなんです、それはみんな難儀するところです。

町長のおっしゃる6次産業化というもののについての産品、産業の商品ですね。これは一体どういうものを想定されていらっしゃるのか。また、産業政策によるまちづくりというのはすばらしいことでありまして、異論はございません。ただ、その具体性、実現性となると一体どうなのかなと。単なるスローガンなのかなと、こういうふうにも思っておるんですが、この点について説明をしていただければありがたいなというふうに思います。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

まず、6次産業の産品としてはどのようなものを想定しているかというご質問であります、平成23年11月15日に町内の農林水産物の加工食品の製造に取り組んでおられる事業所の方を初め、町内の農協、漁協、能登町商工会、県農林水産関係部署の方と、そして町の関係課職員で構成します能登町農林水産物開発調査研究会を立ち上げさせていただきました。町の活性化につながる新たな食品の開発及び既存商品のブラッシュアップなどに取り組んでいるところでもあります。

その一例であります、現在研究開発に取り組んでいるものの一つとして、野菜を乾燥加工した商品の開発に取り組んでおります。町を含め研究会としましては、将来6次産業化を目指し、野菜に限らず自然豊かな里山里海でとれる農林水産物を有効に生かした加工食品の開発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、町では昨年より新たに能登町産業育成・活性化支援事業という補助制度を設けさせていただきました。この制度では、町の個人や企業が地域資源などで新商品を開発したり、今までにないアイデアで新たなビジネス展開をすることを支援したりするものであります。これまで商工業者がこの制度を利用して新商品を開発しておりますが、農林漁業者の6次産業化の取り組みについても利用可能というふうに考えておりますので、町ではまだ6次産業までは行っ

ていませんが、そういった取り組みも農林漁業者の方にもしていただければなというふうに思っております。

**議長（宮田勝三）**

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

町長、私の質問は具体的な産業の農産物の産品、具体的にそういうものを想定されての話かどうかと、こうお聞きしたんですが、野菜の乾燥とか具体的ではないですね。漠然としております。それから産業活性化に対して、新しい商品をつくってくれば補助をする、つくるための補助をする。これも具体性が述べられておりませんが、それはまだないということなんですか。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

まず野菜の乾燥に関しましては、もう現在キュウリの乾燥物、あるいは深層水トマトの乾燥ということで、でき上がっております。また赤崎のイチゴだったりブルーベリーというのがあるコンビニ業者と提携しまして商品化されておりますので、そういう取り組みを今後もどんどんやっていきたいというふうに考えております。

**議長（宮田勝三）**

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

わかりました。これで具体的な名前は挙がってまいりましたね。イチゴとかブルーベリーとかトマト、キュウリとか、こういう話でございます。それはそれとしてやっていただきたいことでもありますし、やらなきゃいかんことだと思います。

ただ、私自身の個人的な思いを述べさせていただきますと、6次産業といっても私は観光と直結するのがベストではなかろうかなと、こう思っておるんです。例えばベストというものの、そういう方向に行くのが一番いいというふうに言わざるを得ないんですが、例えばこれもつい先日のニュースにございましたが、門前でブドウ園をつくって、そしてワイナリー、いわゆるブドウ酒をつく

って、それを観光の拠点として売っていく。こういう計画があったということで、国はそれに対して6次化産業に対する補助だということで補助金をつけるみたいな、そういうことがございましたが、それは完全に現地でつくって現地で加工して現地で売る。それと同じことが穴水の旭ヶ丘でも当然やっておりますけれども、そこに植物工場、キノコ生産を初め農産物の生産を工場で行うという、工場で作るという、これのいわゆる企業誘致が行われると。その企業誘致でやってきた長野の会社なんですけど、やはり現地でつくって現地で売る、こういうことが一番理想的であるというような言い方をしておりました。

ワイナリーと、そばと一緒にそこに観光客が来て、ワイナリーを飲んで買って、そしてあわせて農産物も買っていただくと、こういうことが合理的で非常にいいのではないかと。輸送賃もかかりませんしね、いろんな意味で。

そういうふうないわゆる観光とそして6次化産業とを直結するようなやり方というのは理想的であると私は思っておるんですね。

そこで、町長、さっきの町長の所信表明の中にもありましたが、里山里海の世界遺産とか、あるいは能登有料道路の無料化だ、あるいは北陸新幹線、こういう3つの大きな風が吹いてきた。能登にとっていい風が吹いてきた。この追い風を受けて頑張っていきたいと、こういうことでございましたけれども、どうも追い風をもろに受けているのはどうも輪島方面であろうと、こんなふうにも思っておりまして、能登のほうにはちょっと風が斜めに受けているような感じで余りもろにかかってない。あるいは帆柱がちょっと弱いのかなと。受けるほうが弱いのかな、破れておるんじゃないかなと、こんなふうにも思っておりますが、しっかりと風を受けるためには、しっかりと柱を立てて、帆を上げて、そしてその追い風を受けていかないかんというふうに思うんですが、帆に当たるものは何か。やはり大勢の方が、そこは行ってみたい、それは食べてみたい、こういうふうに関心を持ってみたい、そして見てみたい、そして買って帰りたい、こういうものが理想だと思うんですね。その一つが、さっきおっしゃったイチゴだとかブルーベリー、これも確かにそういう要素はあると思うんです。農産物としては。

ただ私は、新港というふうに特定していきますと、やはり里海のほうですから海に関連したものがいいというふうに言わざるを得ないんです。

町長、覚えていらっしゃるかどうか知りませんが、相当前になりますが、益谷町長の時代にあそこの新港でいわゆるフィッシャーマンズワーフをつくりたいと、こういうことを盛んにおっしゃっていたことを私も記憶して、それはいいなと思いながら聞いておったんですが、ちょうど選挙もございましてそれが実現しないまま終わったような気がするんですが、やはりそういうフィッシャーマンズでも旧来のもののままじゃちょっとまずいですけれども、いろんな工

夫を加えて、そして魅力のあるものに仕上げていく。余りでかい経費をかけないで、そしてやっていく方法があると思うんですが、この考え方は町長いかがでしょう。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

フィッシャーメンズワーフに関しましては、私も記憶しておりますが、あの新港にいろんな業種の、あるいはいろんな商品を扱う商店なりが出てきて、それで市場みたいなものをつくるようなお話だったと思いますが、それをするにしてもやはり商店街のご理解というのが必要だと思っています。単に魚だけでいいというわけではないと思いますので。ただ将来的には、やはりあそこを漁業といいますか魚の拠点という思いはありますので、ですから例えば極端な話をいいますと、漁協の移転なんかも考えながら、市場のあそこで開設というようなことも考えながら、そういったフィッシャーメンズワーフ的な要素も取り入れながらしていくのがベストかなと思いますけれども、今やはり現状では、なかなか漁業者のご理解をいただくのも難しいですし、商店街のご理解をいただくのも難しい状況ですので、そういった整えば可能かなというふうにも考えております。

**議長（宮田勝三）**

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

漁業者あるいは商業者の協議して合意を得ることが大事であると、こういうお話ですね。これは武田先生もそのように提言されておりますね。しっかりとした地元情報提供を行って、そして話し合いをして合意を得ていく、こういうことが大事であるとおっしゃっております。それはそのとおりだと思うんですが。

ただ、従来型のフィッシャーメンズではなくて、市場に並べて売っていくというそれは商店街を新たに作るみたいな話ではなくて、私の想定しているのは、呼子というところがございますね、佐賀県に。あそこはイカだけで商売しているところなんですね。生きているイカをぱちっととって、がっとう加工して、加工というんですか調理して、さっと出すと。これが非常に評判がよくて、全部そういう居酒屋というんですか魚屋さんというんですか知りませんが、そこ

で食べるんですから食堂というんですかね、これがざーっと並んでいるわけですね。そこへ地元の人が行って食べるという、余りそういう感覚ではないんです。観光客がどかんと来るわけですね、団体のバスで。そして観光バスで来るものでお酒もついてくる。飲みながら生きたイカを食べる。これがまた何ともいえないおいしいということで何回もリピーターがある。東京からでも年に何回も来る。ヤリイカのときが来たら来るとか、アオリイカのときが来たら来るとか。

宇出津港なんてアオリイカの大変に有名なところですので、おいしいですから、天下一品のイカがとれるところですから、そういうのをいけすの中に入れておいて、できたら釣らせて料理して食べていただく。これは例えば1匹1000円のもの調理師の手に乗ると1,000円ぐらいに変わっていく。

普通、私いつも思うんですが漁業の加工というのは合わんのですよ。新鮮なときは高いんだけど加工したり古くなると安くなる。だから加工するときは安いときに買い込んどいて、そして加工して売るわけですから、あんまり生産者にとっていいものではないんですね。値を抑えられて低くされて、そして売らなきゃならんみたいな。そういうふうなことが水産加工の一番の問題点だというふうに日ごろ思っている。だから今みたいな1匹、幾らか知りませんよ。1匹1000円とか200円か知りませんが3倍、5倍という値をつけて調理師の手にかければそれだけのことになるわけで。

私も昔、昔の話したら笑われますけれども、仙人町商店街というちっちゃなところで生き魚、活魚のイベントをやったことがあるんですよ。タイを100匹ばかり買って、生きたやつをばちばちっとやって。仙人町にも腕のいい職人がおりますので、その場でぎゅっとやって生き魚のタイの活魚をつくってばつと出した。これが評判がよくて大変ににぎわった。こういう記憶が三十数年ほど前にありますけれども。

いわゆるそれは人の興味、関心を引く、舌の関心も引く、そういうことです。どんな魚でもそうせよという、手もかかるいろいろな難しい問題ありますから、イカならイカに決めてしまう。宇出津港のアオリイカだと。アオリイカというのは今から秋ですけども、その時期が外れたら秋にもう一回来てくださいと。こういうことでヤリイカでもスルメイカでもお出しするというようなことで。対象は全部、観光バスということで、観光バス業者との連携をとりながら集めていく。こういうことを本当に考えていけば。

バラック仕立てでいいと思うんです。立派な建物をする必要はないんです。生けすつくって屋根かけてという感覚でやっていけば、そんなに設備費もかからないし、それから人件費も、イカというのは割にそんな高度なタイを息をさせるほど高度な技術要らないと誰か言っていましたけれども。といっても私は

できんけれども、割にできるし。いつだったか町長、何か雑談で私どこかで座っておって、水産高校に調理コースを置いたらどうですかという話をしたら、町長は、調理コースねと言って、そのまもうつむいてしまわれたけれども。やはりそういう調理師を養成していくというのも時代の要請として。今、本当に食が大事な時代ですので、特に食は文化であり芸術であるとまで言われて、この前、中部9県の知事が集まって食を売り込むそういう会議をしておられましたけれども、非常に大事な問題であり、簡単に食べるものと言ってしまわれな問題があると思うので、ひとつそういうことも頭の中に入れていただいて、片隅に置いていただいて、ひとつ進めてほしいな、こんなふうに思います。

町長どうぞ。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

ただいまのご意見は、鶴野議員のご意見として頭の片隅に置かせていただきたいというふうに思います。

**議長（宮田勝三）**

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

町長、いい頭ですので、ほんのちょっと片隅に置いただけでもかなりのあれがあると思うんですが。---資料を置いてきましたね。

町長、6次産業、そして観光、やはり宇出津、旧能都町は海の里海であるということ。そして、ほかの内浦、柳田についてはやはり里山、非常に農産物いいものを持っていますので、それを併用してやっていっていいんですが、もう一つ、今言うたように旧能都町の漁業に関しては、いまいち弱いということもございますので、しっかりと取り組んでいただきたいなど。

ただ町長、さっきありましたけれども活性化委員会つくったとか何とかという、町民からの意見待ち、あるいは町民からの商品待ち、待ちの姿勢ではやはりちょっとだめ、だめとは言いませんが弱いのではないかなというふうに思います。積極的にやはり町が仕掛けていくと。

みんなトップセールスですので、今は。本当に町長が先頭に立って企業誘致もやらなきゃいかんし、それから商品も売り込みをしなければいけないと。そうしないとやはり受ける側が真剣に受けとめてくれない。これが現実でございま

す。さっき申し上げましたように、輪島のいしるの問題にしても、あるいは穴水の植物公園にしても、全部やはりトップセールスが入っているなというふうに思うんですね。ひとつどっちか、トップセールスがうまくいかない、難しいということであれば、町がやはり先頭になってものをつくっていく。この前の質問のときも申し上げましたけれども、町が企業を立ち上げて、事業を立ち上げて、そして積極的に雇用をつくって、そして売り込んでいく。こういうことがないといけないというふうに私は思います。

そういう町長やはり意気込みで、ひとつやっていただきたいなど。所信表明、諦めない企業誘致と、こうおっしゃっていますけれども、それはそうですけれども、諦めない企業誘致ということは、半分諦めておるけれどもなかなか待っておるよりしょうがないみたいな、そういうふうにもとれますので、ひとつ積極的にみずからつくり上げて、先頭に立って新しい企業を起こしていく、こういう言葉もあってしかるべきだというふうに思いますが、町長どうでしょうか。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

町が新しい企業を起こせるかどうかは別にしまして、今現在、例えば株式会社能登町ふれあい公社という会社があります。そこでは今、新商品の開発に取り組んでくれています。骨まで食べれるような魚もでき上がっていますので、そういったいろんな商品を皆さんのアイデアあるいはご意見をいただきながら町民の皆さんとも力を合わせてつくっていくことが大事かなと思います。それを売り込むのはトップセールスでいいと思いますので、ですからそういった商品開発には能登町全員のアイデアをいただいて、そしてご意見をいただいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### 議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

#### 15番（鶴野幸一郎）

町民は命がかかっていますから、それぞれ頑張っておると思うんですね。ただ、こういう時代でございますので、大変にかつてのような勢いがありません。勢いを持つことはできない。長い間の経済、景気低迷があつて、あらゆる能登町の近辺の業界が全て体力が失われているのが現実でございますので、そういうことも考慮に入れて、そして皆さんから、皆さん頑張れば俺は何でも聞いてやる

よという待ちの姿勢ではいけないんじゃないですかと、こう申し上げておるんで、ひとつ町長、先頭に立ってそういう事業起こし、企業起こし。企業は今言うたように、ふれあい公社とかありますので、それをてこにして事業を展開していく、新しい事業を展開していくと、こういう姿勢を持っていただきたいなと思うんですね。

何かまた言いたくなるけれども、前回言うたようなそういう株、配当金をつける株ですか、それを持たせれば頑張るだろうというような、そんなことじゃなくて、しっかりと新しい事業を起こしていただきたい。そしてそこに雇用を生み出していく。こういう進展といいますか展開をやっていかないと、さっき申し上げたとおり町民だんだんだんだんいなくなっていくんですよ。高齢化もしているし、それから人口も流出していく。負けない、この奥能登の中でも本当に流出度が大きいんですから、やはり働く場がないということを考慮に入れたときに、やはり町が先頭に立ってそれをつくり上げるという姿勢が必要ではなかろうかと。特に観光をてこにした、観光業を中心にした事業起こし。これは一つのキーであろうと、こう思っていますので、真剣にひとつ考えていただきたいなと思います。

町長、最後に一言。しぶといけど。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

能登町が生き残るためにも、そういった観光というのも大事な要素の一つだと考えますので、ぜひ議員の皆様にもアイデアもいただきながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

休 憩

**議長（宮田勝三）**

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後１時からといたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。（午前１１時４５分）

再 開

**議長（宮田勝三）**

休憩前に続き、会議を開きます。（午後１時００分再開）

それでは次に、5番 酒元法子君。

**5番（酒元法子）**

午前中の先輩議員の方々からも、2020年に東京にオリンピックが開催されるという決定がなされました。大変大きな喜びをいただいたと。その瞬間を誇らしく思い、また災害に遭われた方々にも大きな喜びを与えられたかなと思います反面、復興がおくれるのではないかという懸念の声も聞こえてまいりました。災害は、やはり率先してやってあげてほしいと思います。これから先、見守り続けていかなければならないなと思ってまいりました。本当に東京開催決定、皆様とともに喜びたいと思います。

それでは、告知させていただいております件につきましてお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、河川管理と対応につきまして。

河川管理は、一級河川、二級河川、普通河川とそれぞれ国、県、町管理と思いますが、その中で私たちが住んでいる能登町の中で二級河川、普通河川が、ちょっと恥ずかしいんですけれどもどれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

担当課長、よろしく願いいたします。

**議長（宮田勝三）**

建設課長 田代信夫君。

**建設課長（田代信夫）**

ご質問にお答えします。

まず河川については、国では一級河川、二級河川、普通河川があります。一級河川は、能登町にはございません。二級河川については、石川県が管理しております11河川で、総延長が約64キロメートルあります。また本町が管理する普通河川、これは87河川、総延長で170キロメートルに及びます。

以上であります。

**議長（宮田勝三）**

5番 酒元法子君。

**5番（酒元法子）**

今おっしゃられた87河川は、普通河川でしょうか。ありがとうございます。

午前中の質疑の中にもございましたが、ことしの異常気象によりましてゲリラ豪雨と申し上げますか、そういう雨によって私たちの近場では、かほく市、津幡町が道路冠水あるいは床下、床上浸水等が、それほどのたくさんの災害をもたらしております。

そうした中で、今どこに起きてても不思議でない災害が非常に多く発生しておりますことから、この能登町におきましても事前対策としてどういうお考えを持っておられるか、町長にお聞きいたしたいと思います。お願いいたします。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

それでは、能登町での河川管理ということでお話しさせていただきますが、本町では能登町建設業協会の協力を得まして、毎年4月から5月にかけて定期的にパトロールを実施しております。具体的には、河川を歩きまして施設の損傷や土砂堆積状況などの河川阻害、あるいは不法占用の有無を確認しまして、現状把握のための写真撮影を行っているということで、ご理解いただければと思います。

**議長（宮田勝三）**

5番 酒元法子君。

**5番（酒元法子）**

写真を撮っておられるのは、それは記録的でよかろうと思いますが、災害を事前に防ぐと簡単に言いますけれども、川の少しの雨量にも河川が氾濫を起こすということであれば、流れを防いでいるのは草木であり、いろいろなものが堆積されて川の流れを防いでいると思われまますので、そうしたことで以前にも私、お願いしてまいりましたことがあります。その箇所によっては、堆積されているものを除去していただき、草木も排除していただいたところもございました。大変地元の方は喜んでおられました。

そういうことの毎年堆積されるもの、生い茂るもの、繰り返しながら出てまいりますので、その都度やはり除去しなければならない。計画性を立てて、少しの雨量にでも災害を起こす箇所は私、決まっていると思うんです。ですからそういうものを事前に抜粋して、中州除去をやって、やはりこれは毎回毎回、繰り返してやらなければ流れはよくなりませんと思います。こんなことを私、今言わなくても皆さんとうにご存じのことやと思いますが、これもやはり繰り返

し繰り返しやってまいりますことから、あえてお願いしているわけでございまして、これも皆、町民の皆様の生命と財産を守る、そして町長はいつも安全・安心を与えるまちづくりをと心がけておられますことから、あえてお願いしているわけでございます。

よろしくお願いいたします。

その次に、河川に魚道をつくっていただきたいという大変強い希望がございまして、調べてまいりました。

最近下水道の普及やら農業、漁業集落排水のおかげでございましょうか、大変魚もすみやすくなり、いろいろな昔ながらのサケ、ヤマメ、カワエビ等が川にすめるようになったのではないかと思いますので、でも、川の上流まで遡上する魚がいないのではないかと思います。それは河川に頭首工というものがございまして、その頭首工はとても大切なもので、田畑にはなくてはならない取水口でも施設でありますので、それは絶対なくしてはならないのですが、その合間を縫ってというか、うまく説明、私できないんですけども、その対策として魚道を設置することのお願いしたいと思うんです。

春蘭の里におきましても、最近毎年、都会からたくさんの学生さんやら子供たちがおいでになっておられます。都会の子供たちは、一番喜ぶのは魚を手づかみにしたり自然と触れ合うことであろうと思います。この体験をされた都会の方々、ロコミで能登町に行けば川でいろいろな魚を手づかみできるということをお話ししてくだされば、宣伝効果も生まれることと思われま。魚道の幅は50センチほどで十分でないかと思います。

町においても5カ年から10カ年ほどの計画を立てて、毎年魚道設置河川の魚の調査を行えば、魚の種類、そして量等がわかるので、ぜひともやっていただきたいと思います。

私のこの提案ではございますが、町長、花咲くボールってご存じでしょうか。花咲くボール。まことに簡単なんです、これは土と肥料と種等をまぜておだんごをつくり、そのだんごを河川敷や道路の側帯に置くだけできれいなお花が咲いてくれるというような状況をぜひともつくっていただきたいと思うんです。河川敷にきれいな花が咲いて、魚が手づかみされるということになりますと、都会人はもとより能登町の子供たちにとっても大変すばらしい自然体験ができるのではないかと思います。きれいな川にいろんな魚がすんでいるということは、能登町の自慢になりますし、ぜひ魚道の設置をお願いいたします。

最後なんです、町長にお聞きいたしたいと思うんです。町管理の河川がたくさんありましたが、年次計画を立てて、その魚道の設置をするかしらないか。何か今急にお答えできないかもわかりませんが、町のためでありますの

で、どうかお考えをお聞かせください。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

魚道についてであります。先ほど課長からお話がありました二級河川に關しましては、頭首工では古いものでもほとんど設置されているという状況であります。魚道が。しかしながら、町の管理します普通河川では余り設置されていないのが現状であります。本来、魚の遡上等を考えますと、当然必要な施設でありますので、今後、新設の頭首工はもちろんであります。既存の頭首工においても状況に応じて地元と協議しながら魚道の設置を検討してまいりたいと思います。

ただ、ここで年次計画とかいうことは今申し上げられませんが、しっかりと検討させていただきたいというふうに思っております。

**議長（宮田勝三）**

5 番 酒元法子君。

**5 番（酒元法子）**

いろいろお考えがあらうかと思いますが、どれもこれも町民の皆様のため、また、あしたを担う子供たちのため。どうか言われた中州の掃除も草木の除去も花咲くボールの件でありまして、大変すばらしい、いい話だと私は思っております。どうか皆様でご検討くださいまして、あしたのためによりしくお願いいたします。私の今回の質問を終わらせていただきます。

よろしく願ひいたします。

**議長（宮田勝三）**

それでは次に、18 番 大谷内義一君。

**18 番（大谷内義一）**

それでは久しぶりに一般質問をさせていただきます。

今回は、教育問題ということで題材を選んだわけですがけれども、皆さんご存じのように、教育問題というのは分野が広くて、そして多くの学説がある幅の広い、そして深い哲学的な要素を持った問題なので、こういう一般質問の題材にはなかなか取り上げにくい題材なんですけれども、私、最近こんなことが問

題でないかな、あるいはこういうことを知りたいなということが幾つかあったので選ばせていただきました。

そこで本題に入る前に、少しばかり私の受けた教育について少しだけお話をさせていただきます。

私は生まれは旧柳田村の合鹿です。合鹿には小学校があります。それは戦時中は国民学校とも言ったんですが、私の出ていた時分には大体生徒が50人から60人おりました。統合したときには7名でありました。そういう環境の中で6年間勉強したんですが、学校の中身といいますと校長が1人、それから女の先生が1人。女の先生は1年、2年、3年、校長は4年、5年、6年と複々式の教育を実は私、受けたわけです。

6年を終わりました、柳田に今の中学校に当たる高等科が2年間ありました。そこへ8キロの道を朝6時に起きて通ったわけですが、行ってみて大変困ったことが2つありました。それはどういうことかと申しますと、1つは国語と算数が、例えば小間生や上町や柳田の生徒よりもおくらしていたんですね。ですから、試験をすれば20点か30点しか取れないんです。私たちは柳田じゅう集まったときに私の同級生は約200名ほどおりました。国語と算数を皆さんのレベルに到達するまでに1年間はゆうにかかりました。私は、それは残念ながら複々式教育の弊害ではなかったかなというように思っております。

それから、昭和20年に柳田の学校へ入ったんですが、私はそれはなぜ入ったかという、将来、下士官になろうという実は一つの願いがあって選んだんですが、当時、200人いた同級生の中で柳田の学校へ入ったのは14人。そして、師範学校へ行ったのが2人おりますね。ですから、200人の中に1割にもならない者が上級学校へ志望したという時代でした。

今は、ご案内のように全員が高校に入るというすばらしい日本の国になったというように思うわけですが、私の時代にはそういう厳しいものがありました。

そういう中で農学校へ入ったら、1日のうちに授業は2時間、あとは全部、食料増産でした。そういう日々を送って、2年になって初めて英語を習いました。アルファベットというのもそれまで知りませんでした。農学校2年になって初めて英語を習ったという状況ですね。

今は暴力だとか体罰だとかという議論がありますが、私の受けた農学校の時代は、皆さんもご存じだと思うんですが、3年生は2年生をいじめる、2年生は1年生をいじめるということで、私たち5人も6人も並べられてたたかれるとか、ほった、尻べた、1日に何回やられたか。早く3年にならんかなという思いでいっぱいでした。ですから、私の農学校にいた時分の思い出というのは何かといいますと、食料増産ということと、たたかれたことし

か頭の中に現在残っておりません。

そういう中で、おかげさんで卒業して、私、金沢の浅野町小学校というところに、当時は先生が足りなくて代用教員という形で、私、浅野町小学校に約3年間ほど勤務したんですが、私の下宿の近くにハヤシ先生という方がおられて、同じく浅野町小学校へ3キロあったんですが、歩いて通ったんです。ハヤシ先生というのは勉強しておいで。先生、何の勉強しておいでなのといったら、わしはこれから独学をして司法試験に合格して弁護士になるんだ。その勉強をしておるんだと。大谷内君、おまえも一緒にやればどうだと。こう誘われて、私も少しばかり先生の本を借りて勉強したんですが、私も父が病気で金沢から帰りました。その後、ハヤシ先生は勉強されて司法試験に合格してハヤシ弁護士事務所を開設されました。

そういう私なりの一つの歴史を考えたときに、教育というのは非常に大切だということだけは実は町長、実感として思っているんです。でもまともに、じゃ大谷内、教育はなぜ大切なのかと、こう聞かれるとちょっと戸惑う節もあるので、きょうは町長の教育観、副町長の教育観、そして教育長の教育観をひとつお聞かせいただきたいと思います。

**議長（宮田勝三）**

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

今ほどの大谷内議員のお話を聞いていまして、大変苦勞されたということを実感させていただきました。それで、大谷内議員に比べるとまだまだ若輩の私であります。私なりの教育観といいますか、教育とは何ぞやということについてお答えさせていただきたいなというふうに思います。

教育というのは、どのような目的を持って実施するかということが大切なんじゃないかなと思っています。そういう意味では、やはり人間として、人として生きる道、あるいは生き方を教え育むものだと思います。教育といいましても、学校教育、社会教育、家庭教育などいろんな教育の場面があるかと思いますが、やはり人間ということ、人ということが一番大事なんじゃないかなというふうに思っております。

**議長（宮田勝三）**

副町長 田下一幸君。

**副町長（田下一幸）**

教育観ということで、なかなか哲学的なテーマで難しいところがあるんですけども、私なりに思っていることを述べさせていただきます。

町の教育理念としましては、「「能登」の地と人に学び 未来を拓くたくましい力をはぐくみ “一步前へ進む人づくり”」とあります。これを自分流に解釈しておるわけですが、まず教育については、生きる力、世の中に生きていく力をまず学ぶところであると。それには当然、教養という知識という問題もあると思います。そして、そこにはおのずと知恵というものも出てくるのではないかと思います。

ただ、私が教育長をしていたときに各学校に皆さんにお話ししたのは、何よりもそういうものはもちろんできての土台、ベースなんですけれども、人をいたわる、思いやる、そんな心を大事にしていきたいということを常々私は申し上げておりました。人の痛みのわかる、そんな人材づくりをすべきかと思っております。

#### 議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

#### 教育長（中口憲治）

大谷内議員の質問にお答えしたいと思います。

今現在、私、教育長をしておりますので、個人的な教育観というよりも、やはり私の今の立場としまして教育基本法の第1条の教育の目的といたしまして、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあります。そこで、今の時代とこれからの時代を担う人材の育成は、教育の力に委ねるところが大きいかと思います。特に本町の義務教育を預かっている私といたしましては、知・徳・体のバランスのとれた教育の実施に取り組んでいるところでもあります。

#### 議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

#### 18番（大谷内義一）

3人の皆さんには、それぞれ自分の教育観についてお述べいただいたわけですが、大変、そうだというふうに私も共感をさせていただきます。

そこで町長、具体的な質問をさせていただきますが、この場所で私もしたことがありますし、ほかの同僚議員の方もされたことがあるんですが、職員の教

育ということを取り上げたいんですけれども、ご案内のように、まちづくりは人づくりだということ、これは口が酸っぱいほど私たちは聞きますし、言うわけですけれども、その中でも2万人近くの町民がいる中で、私の認識としてはいろいろな団体もありますけれども、この400人いる町の職員がまちづくりをする、町の産業を興す、そういう私は中核的な役割を持っておられるという認識をしているわけですね。ですから職員に対して、町長なり副町長はどういう教育をしておられるのか、どういうことを呼びかけた行動をしておられるのか。そういうことをひとつお聞かせいただきたいと思います。

#### 議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

#### 町長（持木一茂）

それでは、大谷内議員の質問に答えさせていただきますが、能登町に限らず全国の自治体というのは今、自己決定、自己責任の原則に基づきまして効率的な自立した自治体経営というのが求められております。人材育成というのは、もちろん財政再建に直結するということはありませんが、人を育ててやる気を引き出すことは町にとっても重要な問題であり、これこそが将来のまちづくりに役立つものというふうに考えております。

それで、能登町の総合計画が目指す将来の姿として掲げてあるのが、「奥能登にひと・くらしが輝く ふれあいのまち」を実現するため、職員一人一人の能力、意欲、そして可能性を十分に引き出し、組織力を高めるため、現在、初任者研修あるいは係長研修、課長補佐研修など役職に応じて段階的に研修を積んでもらっているほか、政策形成能力及び業務遂行能力などのそれぞれの職務に応じた選択研修を例年実施しております。

また、近年は町独自の職員研修も開催しておりまして、本年におきましては、去る6月に接遇・電話応対研修を実施させていただきました。

そして8月には、総務省の人材育成等専門家派遣制度による講演会及び意見交換会を町の職員研修として実施いたしました。今回の人材育成研修というのは町が近年導入しました人事評価制度についての講演であり、約100名の職員の参加を得て開催しております。講師には、地方自治の第一人者であります立教大学副総長の原田法学部教授をお招きし、ご講演をいただきました。人事評価には選別と育成の2つの考え方があり、選別は評価結果を昇給あるいは昇格に反映させる。そして、職員にやる気を起こさせることが目的であるということでありました。また育成というのは、評価結果を評価された本人に戻して、職員の今の状態に気づきを与え、自発的な能力開発を促すことが目的であると

いうことでありました。

今回の職員研修は、評価する職員と評価される側の職員、合同の研修会でありましたが、私を含め管理職の皆さんには、大変難しいことではありますが、自分のやり方というのをもう一度見詰め直し、部下とともに成長していく上で、成長していく心構えということでは非常によい指導をいただいたというふうに思っております。

また人材育成というのは、すぐに次の日からその効果というのが出るものでは決してありませんので、このような研修等を長期にわたって継続して、そして少しでも確実に効果が出てくるような研修内容に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### 議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

#### 18番（大谷内義一）

以前にもお聞きしたときには、やはりそれなりにやっているということだし、今も町長は職員研修、勉強会をやっていると、こういうふうにおっしゃっておられるんですが、ただ私、率直に言って少し不満な点が、欲張りかもしれんけれどもあるんですよ。

それは何かといいますと、一つは職員が能登町の町内に400人いるわけですね。その職員にその町内の行事あるいは会合、そういうところに私は積極的に出てほしいんですよ。そして町民の意見を聞く、また自分なら自分なりの意見も言う。そういう場所が地域のそういう行事とか集会にはあるんですよ。ですから私は、そこに顔が余り見えないということが私は不満なんです。まずこれが一つ。

それからもう一つは、勉強しておいでと思うんですけれども、もう少し議員に対しても町民に対しても提案をする。こんなことをやってみたい、どうですかというぐらいの発想を私は持ってほしいんですよ。

町長、私、これで8年たつかね、合併してから。柳田の時代にはかなり職員から提案を受けたんですよ。でもこの8年のうちに、私1回しか提案を受けてないんですよ。それは何かというと、大運動会。ある職員が私のところへ来て、大谷内さん、町の親睦と交流を深めるために大運動会をやりたいと思うんですがどうですかと言われて、それはいい、私は即座に応援をするからやりなさいと申し上げた。それ1回ですよ。ですから私は実に寂しいんです。

一つの例を、町長、申し上げると、長野の小布施町というところは人口が1万人前後の町なんですけれども、私、昭和50年で柳田村時代にそこへ紹介訪

問したことあるんです。それはなぜかという、そこは日本でも有数のクリの産地なんです。クリの二次加工というのは限られたものしかなかったんです。ところが小布施のあるお菓子屋さんがクリをあんこにして、そして保存して年間を通じてお菓子をつくることを考案されたんです。私たちはその会社を柳田に来てもらう誘致のために私通ったんです。残念ながら来ていただくことはできませんでした。

この間、2年ほど前に議運として通年議会の視察にこの間行ってきたんです。そうしたら私は驚いたんですけれども、そこの議員の方、私らを対応してくれた議員の方が胸を張って言われたことがあるんです。何を言われたかといったら、この小布施の1万人足らずの町へ観光客が年間130万人来ますよと胸を張っておっしゃっておいで。じゃその原因は何かとお聞きしたら、それもアイデアとして出てきたのが、あそこに北斎の絵描きが3年と4年とらいたと。そのときに描いた絵を展覧をする。その周辺に店もできておりました。北斎とクリと花、こういうテーマで町民が一つに結ばれたんですよ。その3つのうちに必ず1つか2つは必ず町民がかかわりを持つ。そういうことが130万人のお客さんが来るようになったと、そこの議員の方が胸を張っておっしゃっておいでるんですよ。

ですから私の言いたいのは、あなた方は勉強しておいでるけれども、もう少し勉強の輪を広げて、我々町民に対して提案ができるような、そういうことをぜひやっていただきたいというのが願いなんです。

時間がありますので、町長、答弁要りません。後で固めてお願いします。

そこで次は教育の問題に入りたいんですが、教育もいろいろあって、学校教育のほうで教育長に特にお聞きしたいわけですが、私、最近疑問に思っているのは、というよりも少し知りたいなと思っているのは、小学校で英語教育をやっているというけれども、一体どんな実態になっているのかということを実は余りよく知らないんです。

それからもう一つは、土曜の授業の再開を最近マスコミが言っているんですね。土曜の授業が廃止されてからどれだけたつか知りませんが、私はあのとき土曜の授業廃止は反対したほうなんですけれども、今再開をするということになっているんですが、あるいは再開しているところもあるようですけれども、教育長は土曜の授業の再開あるいは再開をしないということについてどういう考え方を持っているか、まず聞きたいということ。

それからもう一つは、いつか私は田下教育長の時代にもお聞きしたんですけれども、小中学校に郷土愛をどんなように育てるという教育をしているのか。

その3点についてお尋ねします。

議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

まず、小学校の英語教育の現状についてお話をいたします。

小学校の英語教育は、平成20年3月の小学校指導要領改訂を受けて平成23年度より完全実施をしております。小学校5、6年生におきまして週1時間、35時間の外国語活動の授業を実施しているところでもあります。

内容は、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通して言語や文化についての体験的理解を深め、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成や能力の素地を養うことを目標としております。

能登町では、以前より、合併して平成17年ですが、その以前にも、私、内浦町の出身ですが、内浦町にALTを入れたときも、当時は中学校のために入れたんですが、時間のあるときには小学校に行って、英語の授業ではございませんが、そこでゲームや遊びを通してなれ親しんでいたところでもあります。今現在もそういう形で、小学校の低学年あたりもそういう形でやっております。

教育課程に位置づけられた現在は、2人のALTが週1回程度、小学校に訪問して、担当の教員のもと、先ほど言いましたが挨拶やゲーム等を通して英語になれ親しませております。

また、先ほど言いましたとおり5、6年生以外でもそういう活動をしているということで、ご承知をお願いしたいと思います。

それから、土曜日授業の再開のことについてであります。

学校は平成14年度から完全週5日制となりましたが、それ以前はご承知のとおり土曜日が半日または月に数回授業をしておりました。現在、石川県では土曜授業を実施している小中学校はないと承知しておりますが、当然、能登町でも現在は実施はしておりません。

しかし全国では、東京都のように土曜授業を実施しているところもあります。文部科学省でも検討に入っていると私も認識はしております。それでも、そもそも教員の週当たりの勤務時間が38時間45分と決められている現状では、土曜授業を復活するには法改正または教員の加配等のセットでなければ実施が難しいのかなと思っております。したがって、町費で教員を雇っておりません能登町としましては、今のところ国や県の対応に従っているところでもあります。

本町は、現制度で授業時数を確保して学力向上を目指すとともに、体験活動を充実できるよう夏期休業中の取り組みを含めて工夫しているところでもあります。

次に、郷土愛教育の現状についてでございますが、平成18年12月に約6

0年ぶりに教育基本法が改正されました。その第2条に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明記されております。

まず小学校1、2年生では、生活科の時間に「町探検」と題しまして自分と身近な人々の地域のさまざまな場所、公共物などに関心を持ち、地域のよさを築き、愛着ができるよう授業として取り組んでおります。3、4年生の社会では、地域の産業や人々の生活の様子を学ぶことによりまして地域社会の一員として自覚を持つように指導しております。また総合的な学習の時間で、例えば柳田小学校ですと3年生では「大好きな柳田」、4年生では「地域に踏み出す私たちの一歩」、5年生では「自分たちを取り巻く食料生産」、6年生では「能登の文化を探ろう」と題して取り組んでおります。

中学校でも、総合的な学習時間を使って、例えばキャリア教育的な豊かな体験活動をテーマに、ゲストティーチャーを地域の方々を講師として招いたり、体験活動の指導を受けたりをしております。

このように小中学校教育の教育課程において、児童生徒が自分たちの住んでいる地域を知り、地域を学び、地域での体験活動を経験して、地域の様子を発信しております。このような活動を通して地域を愛する心を身につけていると確信をしております。

## 議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

### 18番（大谷内義一）

教育長、あなたは教科書のような答弁をされたんですけれども、私がなぜ郷土愛教育にこだわるかという、それはこういうご時世ですから、学校を卒業するとみんな職を求めて外へ行ってしまいうんです。でも私は、せめて1人でも2人でもこの地に残って、都会へ行けば年間500万円当たるけれども能登町におって200万でもいい、やりたいという、そういう人間がおらんかと思うから言っているんですよ。それを希望して言っているんですよ。

それからもう一つ言うのは、残念ながら都会なら都会へ行って仕事をしてたけれども定年になった。定年になったら、よし、わしは国へ帰って、家へ帰って親の面倒を見よう。それから、留守にしていた間、地域の皆さんにご厄介になったから地域の皆さんにご恩返しをしよう。そういう心が芽生えて行動をしてもらえようような人を一人でも欲しいから声をでかくして言っているんですよ。

私、この間も子供に聞いてみると、何かあやふやな言葉しか返ってこないん

ですよ。ですから私は、自分たちが生きていく上においてはいろんなものに会  
うんですけれども、しかしその奥の底には郷土というものを愛する、そういう  
熱烈な心を持った私は郷土愛教育をやってほしいんですよ。それだけは強くお  
願いをいたしておきます。

時間の関係で次に入りますが、P T Aが教育にどういう役割をしているのか  
ということと、それから町の教育委員会がどんな制度でどんな役割をしている  
のかということ、時間がありませんので簡単に。

**議長（宮田勝三）**

教育長 中口憲治君。

**教育長（中口憲治）**

まずP T Aの活動の現状につきましては、能登町の小中学校は家庭、地域と  
連携、協力しまして児童生徒の教育実践に努めているのは当然ご承知かと思っ  
ております。地域や保護者の皆様に感謝を申し上げているところであります。  
特に保護者と連携、協力において、それぞれの学校で街頭指導、それから除草  
作業や広報誌の発行、運動会や体育祭、文化祭の参加の協力、講演会等の開催  
等をP T Aと協力して実践をしております。

ただ、P T A活動の組織及び活動内容は、それぞれの学校で独自性に委ねて  
おりますので、それぞれの学校の児童生徒に有益な効果的な活動を実施してい  
るものと思っております。

私といたしましても、それぞれの学校が独自性を出しながら児童生徒の健全  
育成と教育目標の達成に向けてPとTが連携、協力している現状を感謝してい  
るところでもあります。

それから、教育委員会制度について簡単にと言われているんですが、教育と  
いうのは、教育の中立性、継続性、安定性を確保するために、学校など教育機  
関を管理する責任は、首長から一定の独立性を持って実施されているところで  
ありますが、今現在いろいろ国でも騒いでおりますが、そのあたりは私から今  
ここで述べることはないと思いますので、このあたりにさせていただきます。

**議長（宮田勝三）**

18番 大谷内義一君。

**18番（大谷内義一）**

教育長、私は教育委員会は直接P T Aに関係しているとは思っておりません  
けれども、教育長もご存じだと思ふんですけれども、昭和22年に新憲法がで

きて、その新憲法を受けて教育基本法が制定され、そしてその教育基本法に基づいて日本の戦後の教育をつくるための柱が3本立ったんです。その一つがPTAを組織するという事。それから教育委員会をつくるという事。それからもう一つは先生方の組合をつくる。この3つを柱にして日本の教育改革を進めようとしたんです。その一環として教育制度が生まれたんです。

PTAの場合は、石川県の場合は22年と23年の2年間にわたってできたんですけれども、そのときは金沢の軍政部の教育官というのがPTAをつくる指導をしたんです。その指導官はどういうことを言ったかというと、知恵のある者は知恵を出しなさい。財のある者は財を出しなさい。労働力のある者は労働力を出しなさい。そうしてPTAの組織をがっちりとして教育を推進しなさいという、そういう指導で、私ら関係したときはそれを遵守してやってきたわけです。

ですから、今皆さん方はPTA、恐らく今言われるようにやっておいでと思いますけれども、余り目に映らないなという感じをするわけですね。それはそれとして。

今、教育委員会制度、教育長はこれ以上は入らないとおっしゃるんですが、今マスコミでご存じのように教育委員会の改正ということが言われております。それから極端なのは、教育委員会の廃止論まであるんですよ。

教育長、あなたはそういう声に対して、現場の教育長としてあなたはどう感じ取っておられるか、お聞きいたします。

#### 議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

#### 教育長（中口憲治）

60年たちまして、教育のことも変わってきたわけですが、新しい教育制度をつくればいいのか、教育委員会制度というものを今検討されるかと思います。

ただ、6月議会に椿原議員がこの教育委員会制度について質問されております。その中で、現行制度は政治的中立性、継続性、安定性について確保する機能を果たしてきたという捉え方もありますし、現時点では不都合な点があるとは感じておりませんという町長のこれは答弁であります、そういう形で持木町長が答弁されております。

今現在、私もこの教育委員会の委員として活動しておるわけですが、今現在のところ、町当局と教育委員会とはそういう今騒がれているようなことはございませんので、常に意見を出し合って聞いていただいたり、それから町長から指導していただいたりしておりますので、今のところは私は、私としては不都合

合はないと思っております。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

町長、残念や。あんたに質問する時間がなくなったわ。

ですから、2年後にもう一回この質問を町長にさせてもらうということを申し上げて、質問を終わります。

議長（宮田勝三）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで追加議事日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。（午後1時54分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後1時56分再開）

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす9月12日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（宮田勝三）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす９月１２日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

したがって、明日９月１２日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、９月１３日午前１０時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（宮田勝三）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後１時５７分）

開議（午前１０時００分）

## 開 議

議長（宮田勝三）

ただいまの出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

## 議案上程

### 議案第６８号から議案第８０号 陳情第１号（継続審査分）

議長（宮田勝三）

日程第１ 議案第６８号「平成２５年度能登町一般会計補正予算」から日程第１３ 議案第８０号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について」までの１３件及び日程第１４ 継続審査分、陳情第１号「融雪装置の設置について」の１件、併せて１４件を一括議題といたします。

## 常任委員長報告

議長（宮田勝三）

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 奥成壮三郎君。

総務常任委員長（奥成壮三郎）

総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第６８号「平成２５年度能登町一般会計補正予算（第２号）歳入及び所管歳出」

議案第６９号「平成２５年度能登町有線放送特別会計補正予算（第１号）」

議案第７５号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第８０号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について」

以上４件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。が、審査過程の中で、特に議案第８０号については、関係市町の事情を踏まえ、２市２町の

連絡を密にして実施して頂きたい旨の意見がありました。

以上をもって報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### **議長（宮田勝三）**

次に教育民生常任委員長 市濱等君。

#### **教育民生常任委員長（市濱等）**

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第68号「平成25年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出」

議案第70号「平成25年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第71号「平成25年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第74号「平成25年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」

議案第76号「能登町子ども医療給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第77号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第78号「能登町介護保険条例及び能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

以上7件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

#### **議長（宮田勝三）**

次に産業建設常任委員長 小路政敏君。

#### **産業建設常任委員長（小路政敏）**

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第68号「平成25年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出」

議案第72号「平成25年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」

議案第73号「平成25年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第79号「能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」

以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に平成25年第2回定例会から継続審査となっておりました陳情第1号「融雪装置の設置について」は、賛成少数により不採択すべきものと決定いた

しました。

以上をもって報告を終わります。

**議長（宮田勝三）**

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

## 質 疑

**議長（宮田勝三）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

**議長（宮田勝三）**

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

## 討 論

**議長（宮田勝三）**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

**議長（宮田勝三）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（宮田勝三）**

これから採決を行います。

お諮りします。

議案第68号「平成25年度能登町一般会計補正予算」

議案第 69 号「平成 25 年度能登町有線放送特別会計補正予算」  
議案第 70 号「平成 25 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」  
議案第 71 号「平成 25 年度能登町介護保険特別会計補正予算」  
議案第 72 号「平成 25 年度能登町観光施設特別会計補正予算」  
議案第 73 号「平成 25 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」  
議案第 74 号「平成 25 年度能登町病院事業会計補正予算」  
議案第 75 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」  
議案第 76 号「能登町子ども医療給付に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 77 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」  
議案第 78 号「能登町介護保険条例及び能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 79 号「能登町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」  
議案第 80 号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更の協議について」までの以上 13 件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（宮田勝三）**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第 68 号から議案第 80 号までの以上 13 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、継続審査分陳情第 1 号「融雪装置の設置について」に対する委員長報告は、不採択であります。

陳情第 1 号「融雪装置の設置について」を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

**議長（宮田勝三）**

起立ありません。

**議長（宮田勝三）**

よって、陳情第 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで、暫時休憩します。午前（１０時１１分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時４５分）

追加日程

議案上程

発委第３号、発議第８号

議長（宮田勝三）

お諮りします。

本日、決算特別委員会委員長 酒元法子君から発委第３号「事務検査に関する決議について」及び鶴野幸一郎君ほか５名から発議第８号「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」、併せて２件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、２件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

追加日程第１ 発委第３号「事務検査に関する決議について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

決算特別委員会委員長 酒元法子君。

**決算特別委員長（酒元法子）**

ただいま提出いたしました発委第3号「事務検査に関する決議について」の提案理由の説明をいたします。

町長が決算を議会の認定に付すに当たって、地方自治法で提出が義務付けられている書類は、決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算年度における主要施策の成果説明書にとどまるものであります。

今回、提出したこの決議はさらに決算審査の意義を高めるため、前述の書類だけでなく、地方自治法第98条第1項に規定されている「町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長、教育委員会をはじめその他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査出来る」議会の権限を決算特別委員会に委任するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

**議長（宮田勝三）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

**質 疑**

**議長（宮田勝三）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

**議長（宮田勝三）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**討 論**

**議長（宮田勝三）**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

**議長（宮田勝三）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（宮田勝三）**

これより、発委第3号「事務検査に関する決議について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（宮田勝三）**

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

## 提案理由の説明

**議長（宮田勝三）**

次に、追加日程第2 発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

15番 鶴野幸一郎君。

**15番（鶴野幸一郎）**

ただいま上程されました発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書」の提案理由の説明をいたします。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真

摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源(すいげん)涵養(かんよう)、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々能登町議会は、道州制の導入に断固反対するため地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出するものでございます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣ほか、関係機関です。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上です。

**議長（宮田勝三）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

**議長（宮田勝三）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（宮田勝三）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

議長（宮田勝三）

これより、発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上、今期定例会で可決されました発議第8号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

継続審査の件

**議長（宮田勝三）**

日程第15「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、又、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

**議長（宮田勝三）**

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

**閉会の挨拶**

**議長（宮田勝三）**

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

**町長（持木一茂）**

平成25年第3回能登町議会定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さる9月6日に開会されましたこの度の議会定例会におきまして、平成25年度一般会計補正予算はじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、慎重に執行して参りたいと考えております。

さて、前回の第 2 回定例会におきまして人権擁護委員の諮問案件を提出しましたが、今月 30 日の任期満了により退任される松波の金七えり子氏(4 期 12 年)、天坂の仲谷章氏(2 期 6 年)には、長年にわたり人権思想の普及、啓発に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。御退任後も健康に留意され、今後とも町の発展に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、同じく今月 30 日に任期満了を迎えられる田下副町長には、昭和 41 年に能都町に採用されて以来、41 年間職員として勤務され、その後、平成 19 年 4 月からは教育長として 2 年 5 ヶ月、平成 21 年 10 月からは副町長として 1 期 4 年、私の補佐役としてはもとより、公務一筋に精励されました。特に平成 15 年からは総務課長として 3 町村の合併に尽力され、平成 17 年 3 月からは能登町の初代総務課長として町勢伸展に尽くしていただきました。今回、残念ながら退任されるわけですが、今後とも本町発展のため、折に触れ御指導・御協力をいただきますよう衷心よりお願い致します。

これから秋も深まりまして、議員各位には何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、町政の積極的推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

#### 閉議・閉会

#### 議長（宮田勝三）

これをもちまして、平成 25 年第 3 回能登町議会定例会を閉会いたします。  
皆様、八日間にわたり大変ご苦労様でした。

閉会（11 時 00 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月13日

能登町議会議長      宮 田 勝 三

会議録署名議員      山 岸 昭 夫

会議録署名議員      鶴 野 幸 一 郎